

ERC 佐藤 理郎

3月29日(火) 12:00現在

現地入封郵 務務班 大村班 F 宮印 リエーン 林 朝ハ野等中心の指摘で
2階3階4階野鳥版足

警戒区域に関する対応に係る基本的考え方(案)送付します。

平成23年3月29日

原子力災害対策本部事務局

原子力災害対策特別措置法第28条第2項により読み替えられる災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき、市町村長(現場にいないときは警察官等)が警戒区域を設定し、緊急事態応急対策に従事する者以外の者の立入を制限するに当たっては、以下の考え方によることとする。

1. 警戒区域等の設定の考え方

(1) 警戒区域

① 考え方

- ・避難区域内には本来立入ってはならないが、実体上、残留したり、立入る住民が確認されており、その安全が確保できないことから、警戒区域を設定し、万全を期す。

② 警戒区域の設定

- ・原子力災害対策特別措置法第15条第3項に基づき、内閣総理大臣が避難を指示している地域(福島第一原子力発電所から半径20km圏内、福島第二原子力発電所から半径10km圏内、海域も含む。)を警戒区域とする。
- ・緊急事態応急対策に従事する者以外の者は、市町村長の許可を得て、かつ市町村長の指示に従う場合を除いては、警戒区域に立入をしてはならない。
- ・市町村長が許可を出す際には、管轄警察署長の同意を得るなど警察と緊密な連携を図ること。
- ・警戒区域の設定に当たっては、立入ができないよう物理的な措置を原則として講ずる。

(2) 立入の許可の基準

① 考え方

- ・原災法に基づく避難指示は原子力災害対策本部長が行っており、その判断との整合性を図り、また措置の実効性を担保するためには、原子力災害対策本部(現地本部)が警戒区域への立入の基準等についても一定の考え方を示すことが適当。
- ・したがって、立入の判断基準は、原子力安全委員会の助言を得て、原子力災害現地対策本部長が定め、これを各市町村において活用するものとする。

②立入許可の対象

- ・警戒区域内への立入に当たっては、警察や自衛隊等の協力の下で実施されることを踏まえ、当面、①立入ができなければ当面の生活に困窮することが見込まれる者、②その他、立入ができなければ著しく公益を損なうことが見込まれる者、を対象とすることが適当。②については、高度かつ専門的な判断が必要とされることが考えられることから、個別に現地対策本部長の判断を仰いで市町村長が許可をするものとする。

③立入許可の判断基準(詳細別紙)

- ・立入の判断基準は、原子力安全委員会の助言を得て、原子力災害現地対策本部長が立入地域の放射線量率や気象条件等を考慮して、必要な防護措置や立入時間等、放射線障害の防止の観点から立入条件を設定することとし、これを用いることとする。
- ・なお、警戒区域外への汚染拡大及び放射線障害の防止の観点から、原子力災害現地対策本部長は、市町村長に対して、警戒区域内に立ち入る者及び警戒区域から持ち出すものは警戒区域から出た後、速やかにスクリーニングを受けるべきことや必要に応じて除染を受けるべきこと、持ち出すものに制限を設けること等を指導するよう指示(原災法第20条第3項に基づき指示、又は市町村長に対する行政指導)することとする。

3月29日(火) 12:00現在

2. 市町村に対する警戒区域の設定の提示の方法

(1) 考え方

- ・住民が避難区域内に立ち入らないことを万全に期すとともに市町村長から避難区域への住民の一時立入について要請があるところ、住民の安全を確保しつつ、これを円滑に進めるための必要な措置として市町村長に対し、警戒区域の設定を指示することが適当。
- ・関係市町村における警戒区域の設定に関して、原災法第20条第3項に基づき、原子力災害現地対策本部長（経産副大臣）から関係市町村長へ指示する。

(参考)

<警戒区域設定の効果>

- ・警戒区域への立入制限に違反する場合には、10万円以下の罰金又は拘留（原子力災害対策特別措置法第28条第1項により読み替えられる災害対策基本法第116条）。

3月29日(火) 12:00現在

(別紙)

立入許可の判断基準に係る基本的考え方(案)

平成23年3月29日

原子力災害現地対策本部事務局

立入許可の判断基準は、原子力安全委員会の助言を得て、原子力災害現地対策本部長が定めることとする。

1 対象者

- ・警戒区域内への立入に当たっては、警察や自衛隊等の協力の下で実施することを踏まえ、当面、①立入ができなければ当面の生活に困窮することが見込まれる者、②その他立入ができなければ著しく公益を損なうことが見込まれる者を対象とする。
- ・①については、一世帯あたり一名を原則とし、妊婦や中学生以下の児童・生徒については、立入を認めない。
- ・②については、高度かつ専門的な判断が必要であることから、個別に現地対策本部長の判断を仰いで市町村長が許可をするものとする。

2 対象外とする地域

- ①立入りができなければ生活困窮することが見込まれる者
 - ・空間線量率● $\mu\text{Sv/h}$ (モニタリング結果による。)を上限として、これを超える地域については立入を認めないこととする。
 - ・また、線量率にかかわらず、福島第一原子力発電所から半径●km以内の地域については、状況の変化があった場合にも直ちに避難できるようにするため、一時立入の許可の対象外とする。
- ②立入りができなければ著しく公益を損なうことが見込まれる者

3月29日(火) 12:00現在

- ・個別に現地対策本部が定めたところによる。

3 線量及び時間の目安

- ・上記以外の地域については、一時立入時間を最大●時間として、当該時間における外部被ばくによる実効線量が $1000\mu\text{Sv}$ 未満となるよう線量率(上記1)及び時間の目安を設定する。
- ・この場合において、実際には屋内に入っている時間も想定されるものの、目安としては、すべての時間屋外にいるものとして計算することとする。

4 気象条件

- ・一時立入を認める気象条件として、福島第一原子力発電所の風下となる場合や雨天を避けることとする。

5 実施方法、防護措置

① 立ち入りができなければ生活困窮することが見込まれる者

- ・立入は当面1回に限る。

- ・生活困窮を理由に立ち入る者については、市町村が現地対策本部と相談し引率者や防護措置を手配した上で、一定の集団で立入を行うこととする。

- ・引率者は、放射線管理を担当できる地元自治体職員とする。

- ・防護措置としては、次のとおりとする。

- 1) 屋内にいる時間も含めて警戒区域内にいる時間は●時間以内とすること。
- 2) 移動はバスにより行うこととする。(自家用車による立入りは認めない。)
- 3) マスクをすること。
- 4) 吸入及び汚染防止のため、タイベックススーツを着用する。なお、

3月29日(火) 12:00現在

タイベックススーツが用意できない場合は、除染を行っても基準を上回った場合には、廃棄することがあり得る前提で、帽子、手袋、靴カバー及びビニールコート等を着用する。

5) 移動に供するバス等は、座席、フロア等をビニール等で養生する。

・なお、立入中の状況変化に備えて、立入の引率者が線量計を備えるとともに、緊急連絡が可能な設備(拡声器等)を備えることとする。

② 立ち入りができなければ著しく公益を損なうことが見込まれる者

- ・個別に現地対策本部が定めた方法によることとする。

6 スクリーニング、除染

- ・警戒区域に立ち入った人及び当該区域から持ち出される物については、スクリーニングを受けることとする。

- ・スクリーニング結果が基準である10万cpmを上回る場合には除染を行う。

- ・除染を行っても基準を上回る場合には、警戒区域の外へ持ち出しをしてはならない。(紙幣等貴重品の扱いについて要検討)

- ・除染は、現在の30kmの既設ポイントをできる限り活用する(とともに、20km地点においては、住民はバス等から降りず、バス等を除染することで十分ではないか。)

- ・立入時に使用したタイベックススーツ、ビニールシートは破棄する。

7 警戒区域からの持ち出し

- ・生活困窮を理由に一時立入をする者については、その生活に必要な財産物について持ち出しができることとする。

- ・ただし、食品、生物(家畜、ペット等)については、放射性物質の蓄積等の懸念も否定できないことから、持ち出しはできないこととする。

- ・公益性を理由として一時立入する者については、当該公益性の確保に必要最小限なものに限り、持ち出しができることとする。

3月29日(火) 12:00現在

- ・警戒区域に残された自家用車の持出については、別途、計画を策定して実施する。

8. その他

- ・遠隔地に避難している者に対する事前の周知を行う。
- ・混乱を避けるため、地区のブロック分けを行い、バスの手配等を勘察し、数日間に分けて実施する。
- ・エスコートとして、警察による先導車を要請する。

ERC住民安全班 ← 木塚@宮邸リエゾン

1/17

3/28 21:30の緊急チーム会合の議論を踏まえた修正版(現状版)です。

ERC住民安全班、OFC総務班、住民班、宮邸リエゾンからの情報共有です。
相真月再度、緊急チームで議論予定。
警戒区域に関する対応に係る基本的考え方(案)

OFC総務

大村班長(再送付)

平成 23 年 3 月 28 日
原子力災害対策本部事務局

原子力災害対策特別措置法第 28 条第 1 項により読み替えられる災害対策基本法第 63 条第 1 項の規定に基づき、市町村長（現場にいないときは警察官等）が警戒区域を設定し、緊急事態応急対策に従事する者以外の者の立入を制限するに当たっては、以下の考え方によることとする。

1. 警戒区域等の設定の考え方

(1) 警戒区域

① 考え方

・避難区域内に本来立入ってはならないが、実体上、残留したり、立入る住民が確認されており、その安全が確保できないことから、警戒区域を設定し、万全を期す。

② 警戒区域の設定

・原子力災害対策特別措置法第 15 条第 3 項に基づき、内閣総理大臣が避難を指示している地域（福島第一原子力発電所から半径 20km 圏内、福島第二原子力発電所から半径 10km 圏内）を警戒区域とする。

・緊急事態応急対策に従事する者以外の者は、市町村長（又は警察官等）の許可を得て、かつ市町村長（又は警察官等）の指示に従う場合を除いては、警戒区域に立入をしてはならない。

・警戒区域の設定に当たっては、開閉ゲートを設置する等物理的な措置を原則として講ずる。

(2) 立入の許可の基準

① 考え方

・現在の避難指示を行っているのは原子力災害対策本部長であり、その判断との整合性を図り、また措置の実効性を担保するために

は、原子力災害対策本部（現地本部）が警戒区域への立入の基準等についても一定の考え方を示すことが適当。

- ・このため、立入の判断基準としては、原子力安全委員会の助言を得て、原子力災害現地対策本部長が定め、これを各市町村において用いていただくこととする。

②立入許可の対象

- ・まず、警戒区域内への立入に当たっては、警察や自衛隊等の実施能力にも限りがあることを踏まえ、当面、①立入ができなければ当面の生活に困窮することが見込まれる者、②その他立入ができなければ著しく公益を損なうことが見込まれる者、を対象とすることが適当。②については、高度かつ専門的な判断が必要とされると考えられることから、個別に現地対策本部長の判断を仰いで市町村長が許可をするものとする。

③立入許可の判断基準（詳細別紙）

- ・次に、立入の判断基準としては、原子力安全委員会の助言を得て、原子力災害現地対策本部長が立入地域の放射線量率や気象条件等を考慮して必要な防護措置や立入時間等、放射線障害の防止の観点から立入条件を設定することとし、これを用いることとする。
- ・なお、警戒区域外への汚染拡大及び放射線障害の防止の観点から、原子力災害現地対策本部長は、市町村長に対して、警戒区域内に立ち入る者は立入後に警戒区域から出た後、速やかにスクリーニングを受けるべきことや必要に応じて除染を受けるべきこと、警戒区域から持ち出すものについてのこれらの措置が可能な範囲に制限を受けること等を指導するよう指示（原災法第20条第3項に基づき指示、又は市町村長に対する行政指導）することとする。

2. 市町村に対する警戒区域の設定の提示の方法

3/4

(1)考え方

- ・市町村長から避難区域への住民の一時立入について要請があるところ、住民の安全を確保しつつ、これを円滑に進めるための必要な措置として市町村長に対し、警戒区域の設定を指示することが適当。
- ・関係市町村における警戒区域の設定に関して、原災法第20条第3項に基づく原子力災害現地対策本部長（経産副大臣）から関係市町村長へ指示する。

(参考)

<警戒区域設定の効果>

- ・警戒区域への立入制限に違反する場合には、10万円以下の罰金又は拘留（原子力災害対策特別措置法第28条第1項により読み替えられる災害対策基本法第116条）。

4/7
(別紙)

立入許可に関する基準に係る基本的考え方(案)

平成 23 年 3 月 28 日
原子力災害現地対策本部事務局

立入許可の判断基準は、原子力安全委員会の助言を得て、原子力災害現地対策本部長が定めることとする。

1 対象外とする地域

- ① (立入りができなければ) 生活困窮することが見込まれる者
- ・ 空間線量率● $\mu\text{Sv/h}$ (モニタリング結果による。)を上限として、これを超える地域については立入を認めないこととする。
 - ・ また、線量率にかかわらず、福島第一原子力発電所から半径●km 以内の地域については、状況の変化があった場合にも直ちに避難できるようにするため、一時立入の許可の対象外とする。
- ② (立入りができなければ) 著しく公益を損なうことが見込まれる者
- ・ 個別に現地対策本部が定めたところによる。

2 線量及び時間の目安

- ・ 上記以外の地域については、一時立入時間を最大●時間として、当該時間における外部被ばくによる実効線量が $1000\mu\text{Sv}$ 未滿となるよう線量率(上記1)及び時間の目

5/7

安を設定する。

- ・この場合において、実際には屋内に入っている時間も想定されるものの、目安としては、すべての時間屋外にいるものとして計算することとする。

3 対象者

- ・警戒区域内への立入に当たっては、警察や自衛隊等の実施能力にも限りがあることを踏まえ、当面、①立入ができなければ当面の生活に困窮することが見込まれる者、②その他立入ができなければ著しく公益を損なうことが見込まれる者、を対象とし、当面1回に限る。
- ・②については、高度かつ専門的な判断が必要であることから、個別に現地対策本部長の判断を仰いで市町村長が許可をするものとする。
- ・①については、一世帯あたり一名を原則とし、妊婦や中学生以下の児童については、立入を認めない。

4 気象条件

- ・一時立入を認める気象条件として、福島第一原子力発電所の風下となる場合や雨天を避けること。

5 実施方法、防護措置

- ①（立ち入りができなければ）生活困窮することが見込まれる者
 - ・生活困窮を理由に立ち入る者については、市町村が現地対策本部と相談のうえ引率者や防護措置を手配した上で、一定の集団で立入を行うこととする。
 - ・防護措置としては、次のとおりとする。
 - 1) 屋内にいる時間も含めて警戒区域内にいる時間は●時

6/7

間以内とすること。

2)移動はバスにより行うこととする。(自家用車による立入りは認めない。)

3)マスクをすること。

4)吸入及び汚染防止のため、タイベックススーツを着用する。なお、タイベックススーツが用意できない場合は、除染を行っても基準を上回り、廃棄することがあり得る前提で、帽子、手袋、靴カバー及びビニールコート等を着用する。

・なお、立入中の状況変化に備えて、一時立入の引率者が線量計を備えるとともに、緊急連絡が可能な設備(拡声器等)を備えることとする。

②(立ち入りができなければ)著しく公益を損なうことが見込まれる者

・個別に現地対策本部が定めた方法によることとする。

6 スクリーニング、除染

・警戒区域に立ち入った人、及び当該区域から持ち出される物については、スクリーニングを受けることとする。

・スクリーニング結果が基準である10万cpmを上回る場合には除染を行う。

・除染を行っても基準を上回る場合には、警戒区域の外へ持ち出しをしてはならない。(紙幣等貴重品の扱いについて要検討)

・除染ポイントは、現在の30kmの既設ポイントをできる限り活用する(とともに、20km地点においては、住民はバス等から降りず、バス等のタイヤについてのみ除染することによって十分ではないか。)

7. 警戒区域からの持ち出し

- ・生活困窮を理由に一時立入をする者については、その生活に必要な財産物について持ち出しが可能なこととする。
- ・公益性を理由として一時立入する者については、当該公益性の確保に必要最小限なものに限り、持ち出しが可能なこととする。
- ・ただし、生活困窮を理由に一時立入をする場合には、食品、生物（家畜、ペット等）については、放射性物質の蓄積等の懸念も否定できないことから、持ち出しはできないこととする。
- ・自家用車の持ち出しについては、除染により可能とする。

8. その他

- ・遠隔地に避難している者に対する事前の周知を行う。
- ・混乱を避けるため、地区のブロック分けを行い、バスの手配等を勘案し、数日間に分けて実施する。
- ・エスコートとして、警察による先導車を要請。

ERC 住民安全班 由々 生越 班長 ← 根 官邸リエゾン

1/1

3/28 21:30の緊急チーム会合の議論を踏まえた修正版(現状版)です。

警戒区域に関する対応に係る基本的考え方(案)

平成 23 年 3 月 28 日

原子力災害対策本部事務局

原子力災害対策特別措置法第 28 条第 1 項により読み替えられる災害対策基本法第 63 条第 1 項の規定に基づき、市町村長(現場にいないときは警察官等)が警戒区域を設定し、緊急事態応急対策に従事する者以外の者の立入を制限するに当たっては、以下の考え方によることとする。

1. 警戒区域等の設定の考え方

(1) 警戒区域

① 考え方

- ・避難区域内に本来立入ってはならないが、実体上、残留したり、立入る住民が確認されており、その安全が確保できないことから、警戒区域を設定し、万全を期す。

② 警戒区域の設定

- ・原子力災害対策特別措置法第 15 条第 3 項に基づき、内閣総理大臣が避難を指示している地域(福島第一原子力発電所から半径 20km 圏内、福島第二原子力発電所から半径 10km 圏内)を警戒区域とする。
- ・緊急事態応急対策に従事する者以外の者は、市町村長(又は警察官等)の許可を得て、かつ市町村長(又は警察官等)の指示に従う場合を除いては、警戒区域に立入をしてはならない。
- ・警戒区域の設定に当たっては、開閉ゲートを設置する等物理的な措置を原則として講ずる。

(2) 立入の許可の基準

① 考え方

- ・現在の避難指示を行っているのは原子力災害対策本部長であり、その判断との整合性を図り、また措置の実効性を担保するために

2/7

は、原子力災害対策本部（現地本部）が警戒区域への立入の基準等についても一定の考え方を示すことが適当。

- ・このため、立入の判断基準としては、原子力安全委員会の助言を得て、原子力災害現地対策本部長が定め、これを各市町村において用いていただくこととする。

②立入許可の対象

- ・まず、警戒区域内への立入に当たっては、警察や自衛隊等の実施能力にも限りがあることを踏まえ、当面、①立入ができなければ当面の生活に困窮することが見込まれる者、②その他立入ができなければ著しく公益を損なうことが見込まれる者、を対象とすることが適当。②については、高度かつ専門的な判断が必要とされることが考えられることから、個別に現地対策本部長の判断を仰いで市町村長が許可をするものとする。

③立入許可の判断基準（詳細別紙）

- ・次に、立入の判断基準としては、原子力安全委員会の助言を得て、原子力災害現地対策本部長が立入地域の放射線量率や気象条件等を考慮して必要な防護措置や立入時間等、放射線障害の防止の観点から立入条件を設定することとし、これを用いることとする。
- ・なお、警戒区域外への汚染拡大及び放射線障害の防止の観点から、原子力災害現地対策本部長は、市町村長に対して、警戒区域内に立ち入る者は立入後に警戒区域から出た後、速やかにスクリーニングを受けるべきことや必要に応じて除染を受けるべきこと、警戒区域から持ち出すものについてのこれらの措置が可能な範囲に制限を受けること等を指導するよう指示（原災法第20条第3項に基づき指示、又は市町村長に対する行政指導）することとする。

2. 市町村に対する警戒区域の設定の提示の方法

3/n

(1) 考え方

- ・市町村長から避難区域への住民の一時立入について要請があるところ、住民の安全を確保しつつ、これを円滑に進めるための必要な措置として市町村長に対し、警戒区域の設定を指示することが適当。
- ・関係市町村における警戒区域の設定に関して、原災法第20条第3項に基づく原子力災害現地対策本部長（経産副大臣）から関係市町村長へ指示する。

(参考)

<警戒区域設定の効果>

- ・警戒区域への立入制限に違反する場合には、10万円以下の罰金又は拘留（原子力災害対策特別措置法第28条第1項により読み替えられる災害対策基本法第116条）。

4/7

(別紙)

立入許可に関する基準に係る基本的考え方 (案)

平成 23 年 3 月 28 日

原子力災害現地対策本部事務局

立入許可の判断基準は、原子力安全委員会の助言を得て、原子力災害現地対策本部長が定めることとする。

1 対象外とする地域

① (立入りができなければ) 生活困窮することが見込まれる者

・ 空間線量率 ● $\mu\text{Sv/h}$ (モニタリング結果による。) を上限として、これを超える地域については立入を認めないこととする。

・ また、線量率にかかわらず、福島第一原子力発電所から半径 ● km 以内の地域については、状況の変化があった場合にも直ちに避難できるようにするため、一時立入の許可の対象外とする。

② (立入りができなければ) 著しく公益を損なうことが見込まれる者

・ 個別に現地対策本部が定めたところによる。

2 線量及び時間の目安

・ 上記以外の地域については、一時立入時間を最大 ● 時間として、当該時間における外部被ばくによる実効線量が 1000 μSv 未満 となるよう線量率 (上記 1) 及び時間の目

3-4
ハスガ下
治部
13/11

5/7

安を設定する。

- ・この場合において、実際には屋内に入っている時間も想定されるものの、目安としては、すべての時間屋外にいるものとして計算することとする。

3 対象者

- ・警戒区域内への立入に当たっては、警察や自衛隊等の実施能力にも限りがあることを踏まえ、当面、①立入ができなければ当面の生活に困窮することが見込まれる者、②その他立入ができなければ著しく公益を損なうことが見込まれる者、を対象とし、当面1回に限る。
- ・②については、高度かつ専門的な判断が必要であることから、個別に現地対策本部長の判断を仰いで市町村長が許可をするものとする。
- ・①については、一世帯あたり一名を原則とし、妊婦や中学生以下の児童については、立入を認めない。

4 気象条件

- ・一時立入を認める気象条件として、福島第一原子力発電所の風下となる場合や雨天を避けること。

5 実施方法、防護措置

- ① (立ち入りができなければ) 生活困窮することが見込まれる者
- ・生活困窮を理由に立ち入る者については、市町村が現地対策本部と相談のうえ引率者や防護措置を手配した上で、一定の集団で立入を行うこととする。
 - ・防護措置としては、次のとおりとする。
 - 1) 屋内にいる時間も含めて警戒区域内にいる時間は●時

6/7

間以内とすること。

2)移動はバスにより行うこととする。(自家用車による立入りは認めない。)

3)マスクをすること。

4)吸入及び汚染防止のため、タイベックススーツを着用する。なお、タイベックススーツが用意できない場合は、除染を行っても基準を上回り、廃棄することがあり得る前提で、帽子、手袋、靴カバー及びビニールコート等を着用する。

・なお、立入中の状況変化に備えて、一時立入の引率者が線量計を備えるとともに、緊急連絡が可能な設備(拡声器等)を備えることとする。

②(立ち入りができなければ)著しく公益を損なうことが見込まれる者

・個別に現地対策本部が定めた方法によることとする。

6 スクリーニング、除染

・警戒区域に立ち入った人、及び当該区域から持ち出される物については、スクリーニングを受けることとする。

・スクリーニング結果が基準である10万cpmを上回る場合には除染を行う。

・除染を行っても基準を上回る場合には、警戒区域の外へ持ち出しをしてはならない。(紙幣等貴重品の扱いについて要検討)

・除染ポイントは、現在の30kmの既設ポイントをできる限り活用する(とともに、20km地点においては、住民はバス等から降りず、バス等のタイヤについてのみ除染することで十分ではないか。)

7/11

7 警戒区域からの持ち出し

- ・生活困窮を理由に一時立入をする者については、その生活に必要な財産物について持ち出しが可能なこととする。
- ・公益性を理由として一時立入する者については、当該公益性の確保に必要最小限なものに限り、持ち出しが可能なこととする。
- ・ただし、生活困窮を理由に一時立入をする場合には、食品、生物（家畜、ペット等）については、放射性物質の蓄積等の懸念も否定できないことから、持ち出しはできないこととする。
- ・自家用車の持ち出しについては、除染により可能とする。

8. その他

- ・遠隔地に避難している者に対する事前の周知を行う。
- ・混乱を避けるため、地区のブロック分けを行い、バスの手配等を勘案し、数日間に分けて実施する。
- ・エスコートとして、警察による先導車を要請。

安全委

官印・修正はなし

電子フ・くし未受領

に原子基本的考の上

1/6

立入制限に関する基準 (案)

平成 23 年 3 月 28 日

原子力災害現地対策本部事務局

1 対象外とする地域

- ・ 空間線量率 ● $\mu\text{Sv/h}$ (モニタリング結果による。) を上限として、これを超える地域については立入を認めないこととする。
- ・ また、線量率にかかわらず、福島第一原子力発電所から半径 ● km 以内の地域については、状況の変化があった場合にも直ちに避難できるようにするため、一時立入の許可の対象外とする。

2 線量及び時間の目安

- ・ 上記以外の地域については、一時立入時間を最大 ● 時間として、当該時間における 外部被ばくによる実効線量が ● μSv 未満となるよう線量率 (上記 1) 及び時間の目安を設定する。
- ・ この場合において、実際には屋内に入っている時間も想定されるものの、目安としては、すべての時間屋外にいるものとして計算することとする。

3 対象者

- ・ 警戒区域内への立入に当たっては、警察や自衛隊等の実施能力にも限りがあることを踏まえ、当面、①立入ができなければ当面の生活に困窮することが見込まれる者、②その他立入ができなければ著しく公益を損なうことが見込まれる者、を対象とし、当面 1 回に限る。

- ・②については、国家的・広域的な判断が必要であるケースが多数であることから、個別に現地対策本部長の判断を仰いで市町村長が許可をするものとする。
- ・なお、単身世帯や保護者がいない等やむを得ない場合を除き、妊婦や中学生以下の児童については、一時立入を認めないこととする。

4 気象条件

- ・一時立入を認める気象条件として、福島第一原子力発電所の風下となる場合や雨天を避けること。

5 実施方法、防護措置

- ① (立ち入りができななければ) 生活困窮することが見込まれるもの
- ・生活困窮を理由に立ち入る者については、市町村が現地対策本部と相談のうえ引率者や防護措置を手配した上で、一定の集団で立入を行うこととする。
 - ・防護措置としては、次のとおりとする。
 - 1) 屋内にいる時間も含めて警戒区域内にいる時間は●時間以内とすること。
 - 2) 移動は車により行うこととする。(自家用車を認めるか、バス等を手配。) とわかれば
 - 3) マスクをすること。
 - 4) 肌を出さないように、長袖を着ること。
 - ・なお、一時立入中の状況変化に備えて、一時立入の引率者が線量計を備えるとともに、緊急連絡が可能な設備(拡声器等)を備えることとする。

- ② (立ち入りができなければ) 著しく公益を損なうことが見込まれる者

- ②の実施方法については、個別に現地対策本部が定めた方法によることとする。

6. スクリーニング、除染

- ・警戒区域に立ち入った人、及び当該区域から持ち出される物については、スクリーニングを受けることとする。
- ・スクリーニング結果が基準である 10 万 cpm を上回る場合には除染を行う。
- ・除染を行っても基準を上回る場合には、警戒区域の外へ持ち出しをしてはならない。

7. 警戒区域からの持ち出し

- ・生活困窮を理由に一時立入をする者については、その生活に必要な財産物について持ち出しが可能なこととする。
- ・公益性を理由として一時立入する者については、当該公益性の確保に必要最小限なものに限り、持ち出しが可能なこととする。
- ・ただし、生活困窮を理由に一時立入をする場合には、食品、生物（家畜、ペット等）については、放射性物質の蓄積等の懸念も否定できないことから、持ち出しはできないこととする。

8. 一時立ち入りに係る周知

- ・遠隔地に避難している者に対する事前の周知。
- ・一時立ち入りを認める期間（何日間とするか。）

(官邸 METI
クビシエ) 4/6

に原子基本的考へ方

警戒区域に関する対応(案)

平成23年3月28日
原子力災害対策本部事務局

原子力災害対策特別措置法第28条第1項により読み替えられる災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき、市町村長(現場にいないときは警察官等)が警戒区域を設定し、緊急事態応急対策に従事する者以外の者の立入を制限するに当たっては、以下の考え方によることとする。

1. 警戒区域設定の考え方

(1) 警戒区域

- 原子力災害対策特別措置法第15条第3項に基づき、内閣総理大臣が避難を指示している地域(福島第一原子力発電所から半径20km圏内、福島第二原子力発電所から半径10km圏内)を警戒区域とする。
- 緊急事態応急対策に従事する者以外の者は、市町村長(又は警察官等)の許可を得て、かつ市町村長(又は警察官等)の指示に従う場合を除いては、警戒区域に立入をしてはならない。

(2) 立入の許可の基準

① 考え方

- 警戒区域の設定と同様に、立入の許可についても、市町村長が自由裁量として判断を行うことが原則である。
- しかしながら、現在の避難指示を行っているのは原子力災害対策本部長であり、その判断との整合性を図り、また措置の実効性を担保するためには、原子力災害対策本部(現地本部)が警戒区域への立入の基準等についても一定の考え方を示すことが適当。
- このため、立入の判断基準としては、原子力安全委員会の助言を

76

得て、原子力災害現地対策本部長が定め、これを各市町村において用いていただくこととする。

②立入許可の対象

まず、警戒区域内への立入に当たっては、警察や自衛隊等の実施能力にも限りがあることを踏まえ、当面、①立入ができなければ当面の生活に困窮することが見込まれる者、②その他立入ができなければ著しく公益を損なうことが見込まれる者、を対象とすることが適当。②については、広域的な判断が必要であるケースが多数であることから、現地対策本部長の判断を仰いで市町村長が許可をするものとする。 (注)に

③立入の判断基準（詳細別紙）

次に、立入の判断基準としては、原子力安全委員会の助言を得て、原子力災害現地対策本部長が立入地域の放射線量率や気象条件等を考慮して必要な防護措置や立入時間等、放射線障害の防止の観点から立入条件を設定することとし、これを用いることとする。

なお、警戒区域外への汚染拡大及び放射線障害の防止の観点から、原子力災害現地対策本部長は、市町村長に対して、警戒区域内に立ち入る者は立入後に警戒区域から出た後速やかにスクリーニングを受けるべきことや必要に応じて除染を受けるべきこと、警戒区域から持ち出すものについてのこれらの措置が可能な範囲に制限を受けること等を指導するよう指示（原災法第20条第3項に基づき指示、又は市町村長に対する行政指導）することとする。

2. 市町村に対する警戒区域の設定の提示の方法

(1) 考え方

関係市町村における警戒区域の設定は、原災法第28条で準用する災害対策基本法第63条の規定に基づき、市町村長の自由裁量として判断を行うことが原則である。

- ・しかしながら、市町村長から避難区域への住民の一時立入について要請があるところ、これを円滑に進めるための必要な措置として市町村長に対し、警戒区域の設定を要請することが適當。
- ・このため、市町村長の理解を求め、警戒区域を設定しない市町村がないようにし、立入制限の実効性を確実にすることが必要。

(参考)

<警戒区域設定の効果>

- ・警戒区域への立入制限に違反する場合には、10万円以下の罰金又は拘留（原子力災害対策特別措置法第28条第1項により読み替えられる災害対策基本法第116条）。

また
 上階係市町村に於ける警戒区域の設定に由り、同法第28条第3項に基いて
 原子力災害対策本部長（~~都道府県知事~~）から内係市町村長へ告示する
 告示の趣旨は、~~現地の対策本部長に告示する~~ 告示の趣旨 ~~を~~ モテコ ~~る~~

市町村長に告示する告示の趣旨は、同法に基いて告示と ~~る~~ 告示 ~~する~~
 現地の対策本部長 ~~に告示する~~ に最終的に告示する ~~こと~~ を ~~要する~~

ERC

← リイン
高橋

総務
班内

住民
安全
班

福島県災害対策本部原子力班→OFC住民安全班

市町村長の警戒区域設定権等について

今回の原子力災害に関する避難・屋内退避範囲については、原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定に基づき、内閣総理大臣から県知事及び関係市町村長へ指示が出されている。

市町村長は、同法第28条第2項の規定に基づき、原子力緊急事態宣言があった時から、原子力緊急事態解除宣言があるまでの間、避難のための立退き又は屋内への退避の勧告や指示ができる。(災害対策基本法第60条第1項の読み替え規定)

また、市町村長は警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、当該区域からの退去を命ずることができるとされている。(災害対策基本法第63条第1項の読み替え規定)

現状では、警戒区域の設定がされていないことから、住民に対する強制力がなく、県警の活動等に支障が生じている。

従って、関係市町村に対して、警戒区域を設定できるか、住民安全班で検討願いたい。

伊藤危機管理監
殿

20km内への立入禁止
を~~法律~~法に基づき
実行するため、私が
市町村長に警戒
区域の設定を
お願いいたします。

現地対策本部長
松下
川村

道路には周回可能
なバリエーションを
設置します

ERL (五民安全班) 9761特
現地本部 大村課長

← 宮部 佐藤

国交省作成の
収容性に関する

(Y)

日立化成工業の製造している鉄道車両部品の回収 資料で可

浪江町

1. 事案の概要

(1) 福島第一原発事故に係る避難指示区域 (10キロ以内) 内にある日立化成工業で加工生産している部品素材と設計図データの回収。

(2) 回収の対象物 (①と②あわせて24トン) モーター周の部品

① J.R、民鉄で使っている部品「直流電動機用カーボンブラシ」の素材

② 東海道新幹線で使っている「接地アース」と呼ばれる部品の素材

③ 各社向けに仕様が異なる設計図の入ったパソコン

3月28日までの準備状況

(1) 設計図の入ったパソコンについては、「福島県原子力災害対策センター」の協力により、3月29日(火)に回収予定だった。

(2) 部品の素材の回収は、29日の回収の際、放射線量や素材の保存状況を見て回収が可能か、可能なら何トンまで回収できるか最終判断の予定。

3. 回収できない場合の影響

(1) 部品は日立化成工業がシェア7.5%を占め、

(2) 部品を使っている車両数は、JR4千弱、大手民鉄2600余の計6千超。他に中小鉄道の大半。 JR東海(東海道新幹線)の換付中

(3) 部品は半年~1年で交換するため、JR東日本やJR西日本は、4月から昼間の運休や減便を実施予定。他社も今後追随する見通し。

(4) 部品の素材が回収できないと、
運休や減便の拡大が避けられない。

4. タイムリミット

(1) 設計図は、部品の生産再開に不可欠のため、今週中に、設計図の入ったパソコンの回収が必要。

(2) 部品の素材も、日立以外の他社が製造した分は供給先が決まっており、海外から調達も品質の点で容易でないことから、4月上旬までには、避難区域内の加工場から回収することが必要。

平野副大臣へ

以下のことと市の市長へ通報するにとつに
許可を求めます!! (案)

2.0 km圏内の避難地域への立入り禁止について

至急

平成 25 年 3 月 28 日

政府現地災害対策本部

原子力災害現地

2.0 km圏内の避難地域においては、汚染されている
可能性が高く、当該地域への立ち入りは現時点において
は大きなリスクがあると考えます。

このため、当該地域には決して立ち入らないでくださ

い。

平野副大臣へ
貴殿一人に送付したので必ず上横
に報道相頼む。

~~特報~~

平野副大臣へ

貴殿一人に送付したので必ず上横
に報道相頼む。

以上

官邸長官 2011

松本

FAX

ERC 総務 片山 〆

官邸 〆

官邸長官へ一送付済
現地本部 大野 〆 (1/1)
伝達済

ERC 総務 土井様 ← 官邸 へ

3/24 14:00

官房長官 秘書官 ⁴¹¹² へ 59 ~~tel~~ へ

与野党合同会議 野党 → 藤井 補佐官 へ 要請あり

その後、その内容が官房長官に説明され、対応がとられている。

避難民の方々の中には、所持金が少い方も多し。

避難の期間が長くなる中で、生活支援の一環として

現金を支給していただくのか? ^{1F} 30km以内の避難民は

特に、強制的に避難しているのが、自宅に戻ることができず、

原子力災害対策本部に問い合わせた。

事務局

(依頼から、通帳で本人確認できれば、現金を支給する状況に近づけるようにも、それ以上の対応を! とのこと)

ERC 内閣府 レゾン 版訂 拜
 国土安全部 内務省 ← 内閣府 下訂
 官邸プロセッサ ~~を~~ カタタ

被災者生活支援の体制強化について

東北地方太平洋沖地震による被災者の生活支援が喫緊の課題であることにかんがみ、政府における体制の一層の強化を図るため、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震緊急災害対策本部の下に、被災者生活支援特別対策本部を置く(緊急災害対策本部長決定)。

1 主な任務

- ア 孤立した避難所等の解消
- イ 被災地への物資の輸送、補給
- ウ ライフラインの復旧
- エ 仮設住宅の建設
- オ 被災廃棄物の処理
- カ 遺体収容・埋葬対策
- キ 被災者・避難者の受入対策

など被災者の生活支援に関し、関係行政機関、地方自治体、企業等関係団体等との調整を行い、総合的かつ迅速に取り組む。

2 構成員

- 本部長 松本防災担当大臣
- 本部長代理 片山総務大臣
- 副本部長 平野内閣府副大臣(事務局長兼務)
仙谷内閣官房副長官
- 事務局 内閣府に各省から構成される担当事務局を新設

3 初動対応との緊密な連携

緊急災害対策本部の初動対応チーム(官邸危機管理センター)との緊密な連携を図る。

ライン	所掌	課題(やるべきこと)	問題点(何がネックか)
輸送活動調整	救援物資等の輸送関係		
物資調整	物資需要の把握、供給可能 物資情報の把握、需給調整		
広域医療調整	広域医療搬送、調整		
海外支援受け入れ	海外の要因・物資の受け入れ調整		
避難者支援	孤立した避難所の解消、連絡体制の確保、避難者の受け入れ情報の収集・提供、生活支援、心のケア等		
復旧・処理	遺体収容・埋葬対策、ガレキの処理、ライフラインの復旧関係		

ERCから現地本部に送付し、一般の方からの
問い合わせの対応に活用して下さい。(原子事務局から
入手)

FC
RC各班

← ERC 総括班

~~ERC 住居班 工事班~~

~~住居班 工事班~~

← リア>杯
(4C:連絡)

平成23年3月22日11:15

原子力安全委員会

問1. 雨に濡れてしまいましたが、健康に影響があるのですか？

答. 避難・屋内退避区域外の地域においても、微量な放射能が検出されている地域がありますが、雨に濡れても健康に影響を及ぼすレベルではありません。気になるようでしたら、頭髮、皮膚はシャワーなどで洗い流し、濡れた衣服は洗濯してください。

問2. どのくらい雨に濡れたら健康に影響があるのですか？

答. 避難・屋内退避区域外の地域においても、微量な放射能が検出されている地域がありますが、雨に濡れても健康に影響を及ぼすレベルではありません。

問3. 子どもや妊婦についても大丈夫なのですか？

答. 避難・屋内退避区域外の地域においても、微量な放射能が検出されている地域がありますが、放射線への感受性が高い子供や胎児に対しても健康に影響を及ぼすレベルではなく、妊娠を継続することについては問題ないと思われまます。

問4. 外出先で傘等の雨具がなく雨に濡れてしまったので心配です。

答. 避難・屋内退避区域外の地域においても、微量な放射能が検出されている地域がありますが、雨に濡れても健康に影響を及ぼすレベルではありません。気になるようでしたら、頭髮、皮膚はシャワーなどで洗い流し、濡れた衣服は洗濯してください。

問5. 雨に濡れた髪の毛はどうしたらいいのですか？

答. 避難・屋内退避区域外の地域においても、微量な放射能が検出されている地域がありますが、雨に濡れても健康に影響を及ぼすレベルではありません。気になるようでしたら、髪をシャワーなどで洗い流してください。

問6. 洗髪した水はそのまま流してもいいのですか？

答. 避難・屋内退避区域外の地域においても、微量な放射能が検出されている地域がありますが、健康に影響を及ぼすレベルではありません。洗髪

した水はそのまま流しても大丈夫です。

問7. 雨に濡れた服を洗濯したいのですが、そのまま排水してもいいですか？

答. 避難・屋内退避区域外の地域においても、微量な放射能が検出されている地域がありますが、雨に濡れた衣服の洗濯排水はそのまま流しても大丈夫です。

問8. カバンやスーツなど、洗えないものが雨に濡れてしまいました。どうしたらいいですか？

答. 避難・屋内退避区域外の地域においても、微量な放射能が検出されている地域がありますが、健康に影響を及ぼすレベルではありません。気になるようでしたら、タオルなどで拭取ってください。使ったタオルは洗濯していただければその後の使用に問題はありません。

問10. 雨に濡れた傘や雨具はどうしたらいいですか？

答. 避難・屋内退避区域外の地域においても、微量な放射能が検出されている地域がありますが、傘や雨具はそのまま再度使用しても問題ありません。

問11. 車や自転車が雨に濡れたのですが、そのまま使用して大丈夫ですか？

答. 避難・屋内退避区域外の地域においても、微量な放射能が検出されている地域がありますが、そのまま使用しても問題ありません。

問12. 雨水をトイレなどで使っているのですが大丈夫ですか？

答. 避難・屋内退避区域外の地域においても、微量な放射能が検出されている地域がありますが、健康に影響を及ぼすレベルではありません。トイレなどの雑排水に使用しても問題ありません。

問13. ペットが外で雨に濡れてしまったけど、どうしたらいいですか？

答. 避難・屋内退避区域外の地域においても、微量な放射能が検出されている地域がありますが、健康に影響を及ぼすレベルではありません。したがって、ペットが雨に濡れても問題はありません。気になるようでしたら、タオルで拭取るか、シャワーなどで体を洗い流してあげてください。

問14. ペットが水たまりで水を飲んでしまったけど、心配ないですか？

答. 避難・屋内退避区域外の地域においても、微量な放射能が検出されている地域がありますが、水たまりの水を飲んだとしても健康に影響を及ぼ

すレベルではありません。

問15. 雨が降った頃から(発表されている)線量測定結果が高くなりましたが、それでも本当に大丈夫なのですか？

答. 雨に含まれた微量の放射性物質が地面に残るため、降雨後はその場所の線量が高くなる場合がありますが、現在観測されている線量は、健康に影響を及ぼすレベルではありません。

問16. 今後、水道水や農作物中の放射能がもっとあがるのではないですか？

答. 今後の風向きや雨によっては、放射能レベルが高くなる場合があります。知事等から出荷や摂取の制限が出されるまでは、特段注意を払う必要はありません。

問17. 井戸水を使っているのですが、飲んでも心配ないですか？

答. 避難・屋内退避区域外の地域においても、微量な放射能が検出されている地域がありますが、健康に影響を及ぼすレベルではありません。

問18. 家で野菜を作っているのですが、食べても平気ですか？

答. 出荷制限区域外の地域において、微量な放射能が検出されている地域がありますが、健康に影響を及ぼすレベルではありません。気になる方は、よく水洗いしてください。

出荷制限区域内においては、家庭菜園で作られた葉菜類(出荷制限品目)ほどできるだけ食べることを控えてください。

問19. 出荷制限品目以外の葉菜類は食べても大丈夫ですか？

答. 出荷制限品目以外の葉菜類は食べても問題ありません。

問20. 出荷制限品目の葉菜類を食べてしまいましたが、大丈夫ですか？

答. 1年間食べ続けた場合を想定して制限値を決めています。1、2週間食べ続けても問題ありません。

問21. 心配なので被ばく検査を受けたいのですが？

答. 避難・屋内退避区域外の地域においても、微量な放射能が検出されている地域がありますが、健康に影響を及ぼすレベルではありませんので、被ばく検査を受ける必要はありません。

問22. ヨウ素剤を服用する必要はありますか？

答. 現時点において、ヨウ素剤を服用する必要はありません。今後、災害対策本部等からの情報によく注意し、その指示に従ってください。

問23. どこに問い合わせたらいいですか？

答. 文部科学省、放射線医学総合研究所が皆様のご心配にお応えしております。以下の連絡先に問い合わせてください。

文部科学省

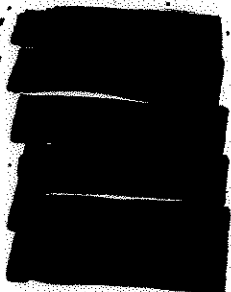
健康相談ホットラインの開設（福島原子力発電所の周辺にお住まいの皆様へ）

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/23/03/1303849.htm

健康相談ホットライン 0120-755-199

※なお、具体的な除染方法等については、以下の窓口までご相談ください。

被ばく医療健康相談ホットライン



放射線医学総合研究所

<http://www.nirs.go.jp/information/info.php?16>

(以上)

2110(3)

(想定問答)

(問) 東北、関東エリアに降雨があった場合の注意について
(避難区域外に居住する一般の方からのお問い合わせを想定)

【3月19日現在】

(答)

1. 東北、関東エリアに降雨があった場合、雨水中には微量の放射性物質が含まれる可能性がありますので、降雨中は不要不急の場合を除き外出をされないことがよいでしょう。

外出が必要なときには、頭髮や皮膚が雨に濡れただけで直ちに健康への影響についての心配はいりませんが、不要な被ばくを避けるため、傘やレインコート等の撥水性、防水性のあるものを着るようお願いします。

雨に濡れた場合でも、次のようにすることで心配はいりません。

- 雨に濡れた箇所は水道水で洗浄すると良いでしょう。
- 頭髮が濡れた場合は早めにシャワー等の流水で洗髪してください。
- それでも気になるようであれば、石けんやシャンプーを使って洗い流してください。
- 雨に濡れたものはタオルやティッシュ等で拭き取ってください。
- タオルは洗濯してください。また、ティッシュは廃棄してください。

仮に雨に濡れたとしても、健康上の影響を気にする必要はありませんが、もし気になるようであれば、雨に濡れた箇所は水道水で洗浄すると良いでしょう。

2008 安全委員会から収録

情報共有致し

ICソルソツ様

← NSC 4ヶ内

2011. 3. 19 (土)

3/16 12:36 NSC → ERC (FAX: [redacted])

「原子力安全委員会への確認事項（福島県からの照会）」への助言

平成23年3月15日
原子力安全委員会
緊急技術助言組織

Q1. 現状で、雨が降った場合の健康影響

ただちに影響はない。大気中に浮遊する放射性物質に降雨があった場合、放射性物質が雨に含まれ、降雨により直接人体、地表等に放射性物質が付着する可能性が生じる。そのため、食物摂取等を通じて健康影響が生じることが懸念される。

Q2. 雨が降った場合に、避難所を含め住民が対処すべき事項

避難区域内で降雨にあった場合

- ・ 屋内に留まる、もしくは傘等の雨具を使用し、直接雨に濡れないようにしてください。
- ・ 雨に濡れた場合は、水道水で洗浄すること。水道水が使用できない場合はタオル等で拭き取り、拭き取ったタオル等はビニール袋に入れて保管してください。
- ・ また、避難区域内で採取した農作物等は放射能測定等により安全が確認されるまでは摂取しないでください。
- ・ 雨に濡れた衣服、靴はビニール袋に入れて保管してください。

避難区域外で降雨にあった場合

- ・ できるだけ雨に濡れないようにしてください。
- ・ 雨に濡れた場合、特に問題になることはありませんが、もし、気になるようであれば、雨に濡れた箇所を水道水で洗浄すると良いでしょう（水道水が使用できない場合は、タオル等で拭き取り、拭き取ったタオル等はビニール袋等に入れて保管すると良いでしょう）。

↑ 案
 本回答は住民向けのものと並び、警察、消防、SDF等の作業部隊向けのものと並び、
 ため、再検討を依頼中。13:30
 3/19

【機密性 2 情報】

ERC 内閣府パス様

風評被害対策に関する助言の依頼について（回答）

平成23年3月23日15:25

原子力安全委員会事務局

管 理 環 境 課

平成23年3月23日付で表記助言依頼がありました件について、食物摂取に関する原子力安全委員会の考え方は別紙に示すとおりですので、適宜、ご活用いただけると幸いです。どうぞよろしくお願ひ致します。

(計5枚)

原子力施設等の防災対策について

昭和55年6月

(平成元年3月一部改訂)

(平成4年6月一部改訂)

(平成10年11月一部改訂)

(平成11年9月一部改訂)

(平成12年5月一部改訂)

(平成13年3月一部改訂)

(平成13年6月一部改訂)

(平成14年4月一部改訂)

(平成14年11月一部改訂)

(平成15年7月一部改訂)

(平成19年5月一部改訂)

(平成20年3月一部改訂)

(平成20年10月一部改訂)

(平成22年8月一部改訂)

原子力安全委員会

屋内退避及び避難等に関する指標には、ある幅を持たせることとした。この理由は、線量によってのみ防護対策は決定されるべきではなく、その対策の実現の可能性、実行することによって生ずる危険、影響する人口規模及び低減されることとなる線量等を考慮して決定されるべきであり、そのためには防護対策の実施に柔軟性が必要とされるからである。また、災害対策本部が行う周辺住民等の行動についての勧告又は指示は、ある地域的範囲を単位として与えられることが予想され、この地域的範囲の中で予測線量が場所によって異なることも指標に幅を持たせた理由である。

なお、屋内退避若しくはコンクリート屋内退避あるいは避難という防護対策を実際に適用する場合は、上記指標に応じて異常事態の規模、気象条件を配慮した上、ある範囲を定め、段階的に実施されることが必要である。また、放射性物質の放出前又は放出後直ちに、地域の実情や異常事態の態様及び今後の見通し等によっては、予防的に屋内退避あるいは避難等の対策を実施することも有効である。

(2) 安定ヨウ素剤予防服用に係る防護対策の指標

安定ヨウ素剤予防服用に係る防護対策の指標として、性別・年齢に関係なく全ての対象者（原則40歳未満。詳細については、付属資料12参照。）に対し一律に、放射性ヨウ素による小児甲状腺等価線量の予測線量1.00 mSvを提案する。この際、5-2④のとおり、本防護対策の効果が限定的であり、屋内退避、避難等の他の防護対策を補完する対策であることを踏まえ、実施に当たっては、技術的観点、実効性、地域の実情を考慮し、他の防護対策とともに判断することが必要である。

(3) 飲食物の摂取制限に関する指標

飲食物摂取制限に関する放射性元素として、放射性プルームに起因するヨウ素、ウラン及びプルトニウムを選定するとともに、旧ソ連チェルノブイル事故時の経験を踏まえてセシウムを選定した。そして、これらの核種による被ばくを低減するとの観点から実測による放射性物質の濃度として表3のとおり飲食物摂取制限に関する指標を提案する。

なお、この指標は災害対策本部等が飲食物の摂取制限措置を講ずることが適切であるか否かの検討を開始するめやすを示すものである。

表3 飲食物摂取制限に関する指標

対 象	放 射 性 ヨ ウ 素 (混合核種の代表核種： ^{131}I)
飲 料 水	$3 \times 10^2 \text{ Bq/kg}$ 以上
牛乳・乳製品	
野 菜 類 (根菜、芋類を除く。)	$2 \times 10^3 \text{ Bq/kg}$ 以上

対 象	放射 性 セ シ ウ ム
飲 料 水	2×10 ² Bq/kg 以上
牛乳・乳製品	
野 菜 類	5×10 ² Bq/kg 以上
穀 類	
肉・卵・魚・その他	

対 象	ウ ラ ン
飲 料 水	20 Bq/kg 以上
牛乳・乳製品	
野 菜 類	1×10 ² Bq/kg 以上
穀 類	
肉・卵・魚・その他	

対 象	プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種 (²³⁸ Pu、 ²³⁹ Pu、 ²⁴⁰ Pu、 ²⁴² Pu、 ²⁴¹ Am、 ²⁴² Cm、 ²⁴³ Cm、 ²⁴⁴ Cmの放射能濃度の合計)
飲 料 水	1 Bq/kg 以上
牛乳・乳製品	
野 菜 類	10 Bq/kg 以上
穀 類	
肉・卵・魚・その他	

(注) 乳児用として市販される食品の摂取制限の指標としては、ウランについては20 Bq/kgを、プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種については1 Bq/kgを適用するものとする。ただしこの基準は、調理され食事に供される形のものに適用されるものとする。

なお、上記の対象物中の放射能濃度の定量に当たっては、以下の文部科学省放射能測定法シリーズを参照することを提案する。

- ・放射性ヨウ素 : 15 「緊急時における放射性ヨウ素測定法」
- ・放射性セシウム : 7 「ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー」
24 「緊急時におけるガンマ線スペクトロメトリーのための試料前処理法」
29 「緊急時におけるガンマ線スペクトル解析法」

(付属資料14)

第39回原子力発電所等周辺防災対策専門部会
(平成12年4月14日)
資料39-3

飲食物摂取制限に関する指標について

「5-3 防護のための指標」の表3に示した値の算出についての考え方を以下に示す。

① 放射性ヨウ素について

ICRP Publication 63等の国際的動向を踏まえ、甲状腺(等価)線量50mSv/年を基礎として、飲料水、牛乳・乳製品及び野菜類(根菜、芋類を除く。)の3つの食品カテゴリーについて指標を策定した。なお、3つの食品カテゴリー以外の穀類、肉類等を除いたのは、放射性ヨウ素は半減期が短く、これらの食品においては、食品中への蓄積や人体への移行の程度が小さいからである。

3つの食品カテゴリーに関する摂取制限指標を算定するに当たっては、まず、3つの食品カテゴリー以外の食品の摂取を考慮して、50mSv/年の2/3を基準とし、これを3つの食品カテゴリーに均等に1/3ずつ割り当てた。次に我が国における食品の摂取量を考慮して、それぞれの甲状腺(等価)線量に相当する各食品カテゴリー毎の摂取制限指標(単位摂取量当たりの放射能)を算出した。

② 放射性セシウムについて

放射性セシウム及びストロンチウムについても飲食物摂取制限の指標導入の必要性が認識されたことを踏まえ、全食品を飲料水、牛乳・乳製品、野菜類、穀類及び肉・卵・魚・その他の5つのカテゴリーに分けて指標を算定した。

指標を算定するに当たっては、セシウムの環境への放出には ^{90}Sr 及び ^{90}Sr (^{137}Cs と ^{90}Sr の放射能比を0.1と仮定)が伴うことから、これら放射性セシウム及びストロンチウムからの寄与の合計の線量をもとに算定するが、指標値としては放射能分析の迅速性の観点から ^{134}Cs 及び ^{137}Cs の合計放射能値を用いた。

具体的には、実効線量5mSv/年を各食品カテゴリーに均等に1/5ずつ割り当て、さらに我が国におけるこれら食品の摂取量及び放射性セシウム及びストロンチウムの寄与を考慮して、各食品カテゴリー毎に ^{134}Cs 及び ^{137}Cs についての摂取制限指標を算出した。

ERC 住民安全班 ← 宮内リビジョン

1F 20km 圏内の避難について 参考までに送付し封。

官邸対策室 (左才バ総括)

3月14日 (月) 05:30

第1 原発避難について

1. 要救助者 (原発から 20km 圏内) 実態 (厚生労働省 05:00 現在)

連番	施設名	住所	残留者	
1	双葉厚生病院	双葉郡双葉町新山久保前 100	0	
2	今村病院	双葉郡富岡町本岡関ノ前 243	0	
3	浪江西病院	双葉郡浪江町権現堂下柳町 6 (自衛隊バス対応: 調整済)	75	
4	トーグ双葉	双葉郡大熊町熊新町 369-1 (自衛隊バス対応: 調整済)	100	
5	双葉病院	双葉郡大熊町新町 176-1 (自衛隊バス対応: 調整済)	81	
小計 (10km 圏内合計)			255	
6	わか双葉	双葉郡浪江町末森八合田 134 (自衛隊バス対応: 調整済)	279	
7	ひまわり荘	双葉郡浪江町加倉今神 78	0	相双 保健所
8	小坂赤坂病院	南相馬市小高片草秩父山 24 (自衛隊バス対応: 調整済) ※: 3, 4, 5, 6 対応後移動	81 名	磐城光陽高校
9	南相馬市立小高病院	南相馬市小高東町 3-8	0	原町市立病院
合計 (20km 圏内合計)			615	

2. 使用可能輸送力

	バス (国交準備)	バス (自衛隊)	ヘリ
警察	7 台 (待機中)		
防衛省	21 台 (調整中)	連番 3, 4, 5, 6 対応	待機中

3. 20km 圏内の輸送に関して

ほとんどが、要救助者。

合計 617 名 (内訳: 615 名 (要救助者リスト) + 2 名)

11-05-14-06:44/001-001

ERC宛 ← 福島OFC プラント班より

1F-1 海水注入作業等保安検査官確認結果 (3月13日8時現在)

を送付します。

1. 現場の体制

- ・福島第一原子力保安検査官事務所所属の保安検査官4名が福島第一原子力発電所緊対室に到着。
- ・作業人員等 確認中

2. 現場の作業内容・進捗状況

消火系ラインを使用して、海水+ほう酸による原子炉への注入。(3月12日20時20分 注入開始。)

3月13日08時00分

1 m³/min 注入中

炉水位 (A) ダウンスケール、

(B) 燃料域-1700mm (計器指示の正確性は不明)

3. その他

- ・1F 保安検査官4名の状況

OFC 7時00分出発 → 7時40分1F緊対室到着

- ・1F緊対室の状況

放射線レベル: 70 μSv/hour → 1.5 mSv/day

- ・3号機 3/13 4:15 TAF到達 燃料域 -2850mm

ベント準備、SLC注入準備

計装系電源(バッテリー) まもなくダウン

RCIC、HPCIは動作不能。

以上

ERCプラント班宛 ← 福島OFC プラント班より

1F-1 海水注入作業等保安検査官確認結果 (3月13日9時現在)

を送付します。(新着情報は、下線部。)

1. 現場の体制

- ・福島第一原子力保安検査官事務所所属の保安検査官4名が福島第一原子力発電所緊対室に到着。
- ・作業人員 約10名

2. 現場の作業内容・進捗状況

消火系ラインを使用して、海水+ほう酸による原子炉への注入。(3月12日20時20分 注入開始。)

3月13日08時00分

1 m³/min 注入中

炉水位 (A) ダウンスケール、

(B) 燃料域-1700mm (計器指示の正確性は不明)

3月13日09時00分

1 m³/min 注入中

3. その他

- ・1F 保安検査官4名の状況
OFC 7時00分出発 → 7時40分1F緊対室到着
- ・1F 緊対室の状況
放射線レベル: 70 μSv/hour → 1.5 mSv/day
人員: 約360~400名
- ・2号機 HPCI 電源復旧待ち
ベント作業約5人で準備中。

・3号機 3/13 4:15 TAF到達 燃料域 -2850mm

8時41分 ベント開始約3名、

ドライウェルスプレイ準備作業は約3名で完了、スプレイ中。

SLC 注入準備 約5名

計装系電源(バッテリー) まもなくダウン

RCIC、HPCI は動作不能。

・モニタリングポスト No.4にて500 $\mu\text{Sv/h}$ を超える線量を測定したことから、8時56分に敷地境界放射線量異常上昇に該当すると判断した。MP-4: 882 $\mu\text{Sv/h}$ (8時23分現在)

以上

送付先	ERCプラント班御中 福島 OFC 総括班宛
送付者	福島 OFC プラント班 責任者 上原 (明)

1 F - 1 海水注入作業等保安検査官確認結果

(3月13日10時現在) (新着情報は、下線部。)

1. 現場の体制

- ・ 1F 保安検査官4名の状況 (7時40分1F緊対室到着済み)
- ・ 1F-1 海水注入作業現場作業員 約10名

2. 現場の作業内容・進捗状況 (現時点で問題なし。)

消火系ラインを使用して、海水+ほう酸による原子炉への注入。(3月12日20時20分 注入開始。)

3月13日08時00分

1 m³/min 注入中

炉水位 (A) ダウンスケール (指示値以下)、

(B) 燃料域-1700mm (計器指示の正確性は不明)

3月13日09時00分

1 m³/min 注入中 (消火系ライン)

3月13日10時00分

1 m³/min 注入中 (消火系ライン)

炉水位 変化なし。

炉圧 0.353MPa

ドライウェル圧力不明。

3. その他

- ・ 2号機 HPCI 電源復旧待ち
- PCV ベント作業約5名 (現場) で準備中。
- RCIC作動中。
- 炉圧: 6.08MPa

炉水位：燃料頂部から+3700mm

ドライウエル圧力0.36MPa abs

・ 3号機 3/13 4:15 TAF到達 燃料域 -2850mm

8時41分 PCV ベント開始、作業員約3名。(現場)

ドライウエルスプレイ準備作業は作業員約3名(現場)で完了、スプレイ中。

SLC 注入準備 約5名

計装系電源 (バッテリー) まもなくダウン

RCIC、HPCI は動作不能。

9時20分頃よりドライウエル圧力低下傾向。また、消火系ラインによる原子炉内への注水開始。作業員約3名(現場)。

炉圧：0.35MPa

炉水位：(A) +1000mm、(B) +1300mm

ドライウエル圧力：530kPa abs

サブプレッションチェンバー圧力：470kPa abs

- ・ モニタリングポスト No.4 にて $500 \mu\text{Sv/h}$ を超える線量を測定したことから、8時56分に敷地境界放射線量異常上昇に該当すると判断した。MP-4： $882 \mu\text{Sv/h}$ (8時23分現在) という報告であったが、 $698 \mu\text{Sv/h}$ (8時21分現在) に訂正の連絡があった。

以上

送付先	ERCプラント班御中 福島 OFC 総括班宛
送付者	福島OFC プラント班 責任者 上原(明)

1F-1 海水注入作業等保安検査官確認結果
(3月13日12時現在) (新着情報は、下線部。)

1. 現場の体制

- ・1F 保安検査官4名の状況 (7時40分1F 緊対室到着済み)
- ・1F-1 海水注入作業現場作業員 約10名

2. 現場の作業内容・進捗状況

消火系ラインを使用して、海水+ほう酸による原子炉への注入。(3月12日20時20分 注入開始。)

3月13日11時25分

1m³/min 注入中

炉水位: (A) ダウンスケール (指示値以下)、(B) 燃料域-1700mm (計器指示の正確性は不明)

炉圧: 0.3645MPa

ドライウエル圧力: 不明

3. その他

- ・1号機 使用済み燃料プールの対応については、1Fサイトではなく本店で検討しているとの情報を入手。
- ・2号機 HPCI 電源復旧待ち (HPCI バッテリー水没。期待できず。)
PCV ベント作業約5名 (現場)。ラインナップ済み。
RCW、CRD パワーセンタケーブル破損。復旧中。
RCIC 作動中。
炉圧: 測定不良 (バッテリー消耗の可能性あり。詳細不明。)
炉水位: 燃料頂部から+3700mm (燃料域)
ドライウエル圧力: 測定不良 (バッテリー消耗の可能性あり。詳細不明。)
- ・3号機 3/13 8時41分 PCV ベント開始。作業員約3名。(現場)
ドライウエルスプレイ準備作業は作業員約3名 (現場) で完了、スプレイ中。
SLC 注入準備 約5名
RCIC、HPCI は動作不能。
消火系ラインによる原子炉内への注水中。作業員約3名 (現場)。
炉圧: 0.11MPa (11:25現在)
炉水位: (A) ±0mm、(B) +1600mm (燃料域)
ドライウエル圧力: 280kPa abs (11:25現在)
サブプレッションチェンバー圧力: 230kPa abs (11:25現在)
- ・使用済み燃料プール水温: 5号機25℃、6号機18℃

以上

1/1

送付先	ERCプラント班御中 福島 OFC 総括班宛
送付者	福島 OFC プラント班 責任者 上原 (明)

1 F-1 海水注入作業等保安検査官確認結果
(3月13日13時現在) (新着情報は、下線部。)

1. 現場の体制

- ・ 1F 保安検査官4名の状況 (7時40分1F 緊対室到着済み)
- ・ 1F-1 海水注入作業現場作業員 約10名

2. 現場の作業内容・進捗状況

消火系ラインを使用して、海水+ほう酸による原子炉への注入。(3月12日20時20分 注入開始。)

3月13日11時55分

1m³/min 注入中

炉水位: (A) ダウンスケール (指示値以下)、(B) 燃料域-1700mm (計器指示の正確性は不明)

炉圧: 0.3645MPa

ドライウエル圧力: 不明

3. その他

- ・ 2号機 HPCI 電源復旧待ち (HPCI バッテリー水没。期待できず。)

PCV ベント作業約5名 (現場)。ラインナップ済み。

RCW、CRD パワーセンターケーブル破損。復旧中。

RCIC 作動中。

炉圧: 測定不良 (バッテリー消耗の可能性あり。詳細不明。)

炉水位: 燃料頂部から+3700mm (燃料域)

ドライウエル圧力: 測定不良 (バッテリー消耗の可能性あり。詳細不明。)

- ・ 3号機 3/13 8時41分 PCV ベント開始、作業員約3名。(現場)

ドライウエルスプレイ準備作業は作業員約3名 (現場) で完了、スプレイ中。

SLC 注入準備 約5名

RCIC、HPCI は動作不能。

消火系ラインによる原子炉内への注水中。作業員約3名 (現場)。

炉圧: 0.12MPa (11:55 現在)

炉水位: (A) +1000mm、(B) +1000mm (燃料域)

ドライウエル圧力: 約400kPa abs

サブプレッションチェンバー圧力: 約380kPa abs

以上

送付先	ERCプラント班御中 福島 OFC 総括班宛
送付者	福島 OFC プラント班 責任者 上原 (明)

1 F-1 海水注入作業等保安検査官確認結果
(3月13日14時現在) (新着情報は、下線部。)

1. 現場の体制

- ・ 1F 保安検査官4名の状況 (7時40分1F緊対室到着済み)
- ・ 1F-1海水注入作業現場作業員 約10名

2. 現場の作業内容・進捗状況

消火系ラインを使用して、海水+ほう酸による原子炉への注入。(3月12日20時20分 注入開始。)

3月13日13時00分

1 m³/min 注入中

炉水位: (A) ダウンスケール (指示値以下)、(B) 燃料域-1700mm (計器指示の正確性は不明)

炉圧: 0. 3668MPa (前回: 0. 3645MPa)

ドライウエル圧力: 不明

3. その他

- ・ 2号機 HPCI 電源復旧待ち (HPCIバッテリー水没。期待できず。)

PCV ベント作業約5名 (現場)。ラインナップ済み。

RCW、CRD パワーセンタケーブル破損。復旧中。

RCIC 作動中。(現在1F緊対室にて海水注入方法を検討中。)

炉圧: 測定不良 (バッテリー消耗の可能性あり。計器復旧作業中。)

炉水位: 燃料頂部から+3700mm (燃料域)

ドライウエル圧力: 0. 595MPa abs (前回: 測定不良)

サブプレッションチェンバー圧力: 0. 595MPa abs (前回: 測定不良)

- ・ 3号機 3/13 8時41分 PCV ベント開始、作業員約3名。(現場)

ドライウエルスプレイ準備作業は作業員約3名 (現場) で完了、スプレイ中。

SLC 注入準備作業員約5名 (現場)。RCIC、HPCI は動作不能。

消火系ラインによる原子炉内への注水。作業員約3名 (現場)。

防火用水槽の水がなくなり、13:12原子炉内への海水注入開始。

炉圧: 0. 19MPa (前回: 0. 12MPa)

炉水位: (A) -1400mm、(B) -2000mm (燃料域) (13:00現在)

(前回 (A) +1000mm、(B) +1000mm (燃料域))

ドライウエル圧力: 300kPa abs (前回: 約400kPa abs)

サブプレッションチェンバー圧力: 250kPa abs (前回: 約380kPa abs)

以上

1/1

送付先	ERCプラント班御中 福島 OFC 総括班宛
送付者	福島 OFC プラント班 責任者 上原 (明)

1 F - 1 海水注入作業等保安検査官確認結果
(3月13日15時現在) (新着情報は、下線部。)

1. 現場の体制

- ・ 1F 保安検査官4名の状況 (7時40分1F緊対室到着済み)
- ・ 1F-1 海水注入作業現場作業員 約10名

2. 現場の作業内容・進捗状況

消火系ラインを使用して、海水+ほう酸による原子炉への注入。(3月12日20時20分 注入開始。)

3月13日14時10分

1 m³/min 注入中

炉水位: (A) ダウンスケール (指示値以下)、(B) 燃料域-1700mm (計器指示の正確性は不明)

炉圧: 0. 3713MPa (前回: 0. 3668MPa)

ドライウェル圧力: 不明

3. その他

- ・ 2号機 HPCI 電源復旧待ち (HPCI バッテリー水没。期待できず。)

PCV ベント作業約5名 (現場)。ラインナップ済み。

RCW、CRD パワーセンターケーブル破損。復旧中。

RCIC 作動中。(現在1F緊対室にて海水注入方法を検討中。)

炉圧: 測定不良 (バッテリー消耗の可能性あり。計器復旧作業中。)

炉水位: 燃料頂部から+3700mm (燃料域 (B))

燃料域 (A): 電源なし。燃料域 (B) バッテリーを接続し、監視可能。

ドライウェル圧力: 0. 60MPa abs (前回: 0. 595MPa abs)

サブプレッションチェンバー圧力: 0. 60MPa abs (前回: 0. 595MPa abs)

- ・ 3号機 3/13 8時41分 PCV ベント開始。作業員約3名。(現場)

ドライウェルスプレイ準備作業は作業員約3名 (現場) で完了、スプレイ中。

SLC 注入準備作業員約5名 (現場)。RCIC、HPCI は動作不能。

消火系ラインによる原子炉内への注水。作業員約3名 (現場)。

防火用水槽の水がなくなり、13:12 原子炉内への海水注入開始。

炉圧: 0. 08MPa (前回: 0. 19MPa)

炉水位: (A) -1800mm、(B) -2200mm (燃料域) (14:10 現在)

(前回: (A) -1400mm、(B) -2000mm (燃料域))

ドライウェル圧力: 235kPa abs (前回: 300kPa abs)

サブプレッションチェンバー圧力: 185kPa abs (前回: 250kPa abs)

以上

送付先	ERCプラント班御中 福島 OFC 総括班宛
送付者	福島 OFC プラント班 責任者 上原 (明)

1 F - 1 海水注入作業等保安検査官確認結果
(3月13日16時現在) (新着情報は、下線部。)

1. 現場の体制

- ・ 1F 保安検査官4名の状況 (7時40分1F緊対室到着済み)
- ・ 1F-1 海水注入作業現場作業員 約10名

2. 現場の作業内容・進捗状況

消火系ラインを使用して、海水+ほう酸による原子炉への注入。(3月12日20時20分 注入開始。)

3月13日15時00分

1 m³/min 注入中

炉水位: (A) ダウンスケール (指示値以下)、(B) 燃料域-1700mm (計器指示の正確性は不明)

炉圧: 0. 3735MPa (前回: 0. 3713MPa)

ドライウエル圧力: 不明

3. その他

- ・ 2号機 HPCI電源復旧待ち (HPCIバッテリー水没。期待できず。)

PCV-ベント作業約5名 (現場)。ラインナップ済み。

RCW、CRD パワーセンタケーブル破損。復旧中。

RCIC作動中。(現在1F緊対室にて海水注入方法を検討中。)

炉圧: 測定不良 (バッテリー消耗の可能性あり。計器復旧作業中。)

炉水位: 燃料頂部から+3700mm (燃料域 (B))

燃料域 (A): 電源なし。燃料域 (B) バッテリーを接続し、監視可能。

ドライウエル圧力: 0. 395MPa abs (前回: 0. 60MPa abs)

サブプレッションチェンバー圧力: 0. 60MPa abs (前回: 0. 60MPa abs)

- ・ 3号機 3/13 8時41分 PCVベント開始、作業員約3名。(現場)

ドライウエルスプレイ準備作業は作業員約3名 (現場) で完了、スプレイ中。

SLC注入準備作業員約5名 (現場)。RCIC、HPCIは動作不能。

消火系ラインによる原子炉内への注水。作業員約3名 (現場)。

防火用水槽の水がなくなり、13:12原子炉内への海水注入開始。

15:30頃ドライウエルベントをしたところ、スタックより白いクモクモが出てきたとの情報あり。(1F緊対室)

炉圧: 0. 09MPa (前回: 0. 08MPa)

炉水位: (A) -1600mm、(B) -2000mm (燃料域) (15:00現在)

(前回: (A) -1800mm、(B) -2200mm (燃料域))

ドライウエル圧力: 260kPa abs (前回: 235kPa abs)

サブプレッションチェンバー圧力: 210kPa abs (前回: 185kPa abs)

送付先	ERCプラント班御中 福島 OFC 総括班宛
送付者	福島 OFC プラント班 責任者 上原 (明)

1 F - 1 海水注入作業等保安検査官確認結果
(3月13日17時現在) (新着情報は、下線部。)

1. 現場の体制

- ・ 1F 保安検査官4名の状況 (7時40分1F 緊対室到着済み)
- ・ 1F-1 海水注入作業現場作業員 約10名

2. 現場の作業内容・進捗状況

消火系ラインを使用して、海水+ほう酸による原子炉への注入。(3月12日20時20分 注入開始。)

3月13日16時45分のデータ

1 m³/min 注入中

炉水位: (A) ダウンスケール (指示値以下)、(B) 燃料域-1700mm (計器指示の正確性は不明)

炉圧: 0. 378MPa (前回: 0. 3735MPa)

ドライウエル圧力: 不明

3. その他

- ・ 1号機使用済み燃料プールの冷却の件について、1F 緊対室で把握している情報は、3案の中で検討しているとの情報を得た。①案: 地上から消防車にてプールをねらって放水。②案: 上空からヘリにて水を放つ。③案: 上空からヘリにて氷を放つ。③案については、1Fヘリボードで準備は完了。

ただし、原子炉建屋付近の線量が 100mSv/h のため未だ検討の段階。

- ・ 2号機 HPCI 電源復旧待ち (HPCI バッテリ水没。期待できず。)

PCV ベント作業約5名 (現場)。ラインナップ済み。

RCW、CRD パワーセンタケーブル破損。復旧中。

RCIC 作動中。(現在1F 緊対室にて海水注入方法を検附中。)

炉圧: 5. 85MPa (前回: 測定不良 (計器復旧作業中。))

炉水位: 燃料頂部から+3750mm (前回: +3750mm) (燃料域 (B))

燃料域 (A): 電源なし。燃料域 (B) バッテリを接続し、監視可能。

ドライウエル圧力: 0. 400MPa abs (前回: 0. 395MPa abs)

サブプレッションチェンバ圧力: 計器復旧中 (バッテリー不良) (前回: 0. 60MPa abs)

- ・ 3号機 3/13 8時41分 PCV ベント開始。作業員約3名。(現場)

ドライウエルスプレイ準備作業は作業員約3名 (現場) で完了、スプレイ中。

SLC 注入準備作業員約5名 (現場)。RCIC、HPCI は動作不能。

消火系ラインによる原子炉内への注水。作業員約3名 (現場)。

防火用水槽の水がなくなり、13:12 原子炉内への海水注入開始。

炉圧: 0. 24MPa (前回: 0. 09MPa)

炉水位: (A) -1500mm、(B) -1900mm (燃料域) (16:30現在)

(前回: (A) -1600mm、(B) -2000mm (燃料域))

ドライウエル圧力: 410kPa abs (前回: 260kPa abs)

サブプレッションチェンバ圧力: 360kPa abs (前回: 210kPa abs)

送付先	ERCプラント班御中 福島 OFC 総括班宛
送付者	福島 OFC プラント班 責任者 上原 (明)

1 F-1 海水注入作業等保安検査官確認結果
(3月13日18時現在) (新着情報は、下線部。)

1. 現場の体制

- ・ 1F保安検査官4名の状況 (7時40分1F緊対室到着済み)
- ・ 1F-1海水注入作業現場作業員 約10名

2. 現場の作業内容・進捗状況

消火系ラインを使用して、海水+ほう酸による原子炉への注入。(3月12日20時20分 注入開始。)

3月13日17時30分のデータ

1 m³/min 注入中

炉水位: (A) ダウンスケール (指示値以下)、(B) 燃料域-1700mm (計器指示の正確性は不明)

炉圧: 0. 378MPa (前回: 0. 378MPa)

ドライウエル圧力: 不明

3. その他

- ・ 2号機 HPCI 電源復旧待ち (HPCI バッテリ水没。期待できず。)

RCIC 作動中。(1F緊対室にて海水注入方法を検討中。)

炉圧: 5. 78MPa (前回: 5. 85MPa)

炉水位: 燃料域 (A) +3750mm (前回: 復旧作業中)

燃料域 (B) +3750mm (前回: 3800mm)

ドライウエル圧力: 0. 41MPa abs (前回: 0. 400MPa abs)

サブプレッションチェンバ圧力: 計器復旧中 (バッテリー不良) (前回: 0. 60MPa abs)

- ・ 3号機 SLC 注入準備作業について、1号機爆発の件で電源車が壊れたため、準備は中断中。

RCIC、HPCI は動作不能。

消火系ラインによる原子炉内への海水注入中。

炉圧: 0. 24MPa (前回: 0. 24MPa)

炉水位: (A) -1800mm、(B) -2100mm (燃料域) (17:30現在)

(前回: (A) -1500mm、(B) -1900mm (燃料域))

ドライウエル圧力: 415kPa abs (前回: 410kPa abs)

サブプレッションチェンバ圧力: 365kPa abs (前回: 360kPa abs)

以上

送付先	ERCプラント班御中 福島 OFC 総括班宛
送付者	福島OFC プラント班 責任者 上原(明)

1F-1 海水注入作業等保安検査官確認結果
(3月13日19時現在) (新着情報は、下線部。)

1. 現場の体制

- ・ 1F 保安検査官4名の状況 (7時40分1F 緊対室到着済み)
- ・ 1F-1 海水注入作業現場作業員 約10名

2. 現場の作業内容・進捗状況

消火系ラインを使用して、海水+ほう酸による原子炉への注入。(3月12日20時20分 注入開始。)

3月13日18時45分のデータ

消化系ラインを用いて1m³/min 海水注入中。

炉水位: (A) ダウンスケール (指示値以下)、(B) 燃料域-1700mm (計器指示の正確性は不明)

炉圧: 0.3623MPa (前回: 0.378MPa)

ドライウエル圧力: 0.590MPa abs (仮設電源設置により監視可能となった。)

サブプレッションチェンバ圧力: 0.585MPa abs (仮設電源設置により監視可能となった。)

3. その他

- ・ 2号機 HPCI 電源復旧待ち (HPCI バッテリ水没。期待できず。)

RCIC 作動中。ドライウエルバント準備中 (コンプレッサー等の準備。)

原子炉建屋外側の壁パネルを解放することを検討中。(バント時の水素対応のため。)

炉圧: 18:00以降接続不良のため指示確認できず。 (前回: 5.78MPa)

炉水位: 燃料域 (A) +3800mm (前回: 3750mm)

燃料域 (B) +3750mm (前回: 3750mm)

ドライウエル圧力: 0.41MPa abs (前回: 0.41MPa abs)

サブプレッションチェンバ圧力: 計器復旧中 (バッテリー不良) (前回: 0.60MPa abs)

- ・ 3号機 原子炉建屋外側の壁パネルを解放することを検討中。(バント時の水素対応のため。)

RCIC、HPCI は動作不能。

消火系ラインによる原子炉内への海水注入中。

炉圧: 0.25MPa (前回: 0.24MPa)

炉水位: (A) -1800mm、(B) -2200mm (燃料域) (18:45現在)

(前回: (A) -1800mm、(B) -2100mm (燃料域))

ドライウエル圧力: 420kPa abs (前回: 415kPa abs)

サブプレッションチェンバ圧力: 375kPa abs (前回: 365kPa abs)

以上

送付先	ERCプラント班御中 福島 OFC 総括班宛
送付者	福島OFC プラント班 責任者 上原 (明)

1F-1 海水注入作業等保安検査官確認結果
(3月13日20時現在) (新着情報は、下線部。)

1. 現場の体制

- ・1F保安検査官4名の状況 (7時40分1F緊対室到着済み)
- ・1F-1 海水注入作業現場作業員 約10名

2. 現場の作業内容・進捗状況

消火系ラインを使用して、海水+ほう酸による原子炉への注入。(3月12日20時20分 注入開始。)

3月13日19時30分のデータ

消化系ラインを用いて1m³/min 海水注入中。

炉水位: (A) ダウンスケール (指示値以下)、(B) 燃料域-1700mm (計器指示の正確性は不明)

炉圧: 0.3578MPa (前回: 0.3623MPa)

ドライウエル圧力: 0.580MPa abs (前回: 0.590MPa abs)

サブプレッションチェンバ圧力: 0.580MPa abs (前回: 0.585MPa abs)

3. その他

- ・2号機 HPCI 電源復旧待ち (HPCI バッテリ水没。期待できず。)

RCIC 作動中。

原子炉建屋外側の壁パネルを解放することを検閲中。(内側から開ける場合、工具が必要となることや外側から開ける場合レスキュー対応依頼が必要等の検閲をしている。)

炉圧: 18:00以降接続不良のため指示確認できず。(前回: 5.78MPa)

炉水位: 燃料域 (A) +3800mm (前回: 3800mm)

燃料域 (B) +3800mm (前回: 3750mm)

ドライウエル圧力: 0.420MPa abs (前回: 0.41MPa abs)

サブプレッションチェンバ圧力: 計器復旧中 (バッテリー不良) (前回: 0.60MPa abs)

- ・3号機 RCIC、HPCI は動作不能。

消火系ラインによる原子炉内への海水注入中 (吐出圧力0.61MPa)。

可搬式消火ポンプを消火系に接続し、海水注入中 (吐出圧力1MPa)。

炉圧: 0.25MPa (前回: 0.24MPa)

炉水位: (A) -1800mm、(B) -2200mm (燃料域) (19:30現在)

(前回: (A) -1800mm、(B) -2200mm (燃料域))

ドライウエル圧力: 0.425MPa abs (前回: 0.420MPa abs)

サブプレッションチェンバ圧力: 0.375MPa abs (前回: 0.375MPa abs)

各作業員が100mSvに達しそうであるため、各協力企業に交代要員の要請を行っている。

以上

送付先	ERCプラント班御中 福島 OFC 総括班宛
送付者	福島 OFC プラント班 責任者 上原 (明)

1 F - 1 海水注入作業等保安検査官確認結果
(3月13日21時現在) (新着情報は、下線部。)

1. 現場の体制

- ・ 1F 保安検査官 4名の状況 (7時40分 1F 緊対室到着済み)
- ・ 1F-1 海水注入作業現場作業員 約10名

2. 現場の作業内容・進捗状況

消火系ラインを使用して、海水+ほう酸による原子炉への注入。(3月12日20時20分 注入開始。)

3月13日19時55分のデータ

消化系ラインを用いて $1\text{m}^3/\text{min}$ 海水注入中。

炉水位: (A) ダウンスケール (指示値以下)、(B) 燃料域 -1700mm (計器指示の正確性は不明)

炉圧: 0. 3533MPa (前回: 0. 3578MPa)

ドライウエル圧力: 0. 575MPa abs (前回: 0. 580MPa abs)

サブプレッションチェンバ圧力: 0. 570MPa abs (前回: 0. 580MPa abs)

3. その他

- ・ 2号機 HPCI 電源復旧待ち (HPCI バッテリ水没。期待できず。)

RCIC 作動中。

炉圧: 18:00 以降接続不良のため指示確認できず。(前回: 5. 78MPa)

炉水位: 燃料域 (A) +3800mm (前回: 3800mm)

燃料域 (B) +3800mm (前回: 3800mm)

ドライウエル圧力: 0. 420MPa abs (前回: 0. 41MPa abs)

サブプレッションチェンバ圧力: 計器復旧中 (バッテリー不良) (前回: 0. 60MPa abs)

- ・ 3号機 RCIC、HPCI は動作不能。

消火系ラインによる原子炉内への海水注入中 (吐出圧力 0. 61MPa)。

可搬式消火ポンプを消火系に接続し、海水注入中 (吐出圧力 1MPa)。

炉圧: 0. 25MPa (前回: 0. 25MPa)

炉水位: (A) -1800mm、(B) -2200mm (燃料域) (19:55 現在)

(前回: (A) -1800mm、(B) -2200mm (燃料域))

ドライウエル圧力: 0. 425MPa abs (前回: 0. 425MPa abs)

サブプレッションチェンバ圧力: 0. 375MPa abs (前回: 0. 375MPa abs)

以上

送付先	ERCプラント班御中 福島 OFC 総括班宛
送付者	福島 OFC プラント班 責任者 上原 (明)

1 F - 1 海水注入作業等保安検査官確認結果
(3月13日22時現在) (新着情報は、下線部。)

1. 現場の体制

- ・ 1F 保安検査官 4名の状況 (7時40分 1F 緊対室到着済み)
- ・ 1F-1 海水注入作業現場作業員 約10名

2. 現場の作業内容・進捗状況

消火系ラインを使用して、海水+ほう酸による原子炉への注入。(3月12日20時20分 注入開始。)
3月13日21時40分のデータ

消化系ラインを用いて $1\text{m}^3/\text{min}$ 海水注入中。

炉水位: (A) ダウンスケール (指示値以下)、(B) 燃料域-1700mm (計器指示の正確性は不明)

炉圧: 0.342MPa (前回: 0.342MPa)

ドライウエル圧力: 0.550MPa abs (前回: 0.560MPa abs)

サブプレッションチェンバ圧力: 0.550MPa abs (前回: 0.560MPa abs)

3. その他

- ・ 2号機 HPCI 電源復旧待ち (HPCI バッテリ水没。期待できず。)

RCIC 作動中。

炉圧: 18:00 以降接続不良のため指示確認できず。(前回: 5.78MPa)

炉水位: 燃料域 (A) +3800mm (前回: 3800mm)

燃料域 (B) +3800mm (前回: 3800mm)

ドライウエル圧力: 0.425MPa abs (前回: 0.420MPa abs)

サブプレッションチェンバ圧力: 計器復旧中 (バッテリー不良) (前回: 0.60MPa abs)

- ・ 3号機 RCIC、HPCI は動作不能。

消火系ラインによる原子炉内への海水注入中 (吐出圧力 0.61MPa)。

可搬式消火ポンプを消火系に接続し、海水注入中 (吐出圧力 1MPa)。

21:10~ドライウエルベント実施

炉圧: 0.25MPa (前回: 0.25MPa)

炉水位: (A) -1800mm、(B) -2200mm (燃料域) (21:40現在)

(前回: (A) -1800mm、(B) -2200mm (燃料域))

ドライウエル圧力: 0.320MPa abs (前回: 0.425MPa abs)

サブプレッションチェンバ圧力: 0.320MPa abs (前回: 0.370MPa abs)

以上

送付先	ERCプラント班御中 福島 OFC 総括班宛
送付者	福島OFC プラント班 責任者 上原(明)

1F-1 海水注入作業等保安検査官確認結果
(3月13日23時現在) (新着情報は、下線部。)

1. 現場の体制

- ・ 1F 保安検査官 4名の状況 (7時40分 1F 緊対室到着済み)
- ・ 1F-1 海水注入作業現場作業員 約10名

2. 現場の作業内容・進捗状況

消火系ラインを使用して、海水+ほう酸による原子炉への注入。(3月12日20時20分 注入開始。)

3月13日22時20分のデータ

消化系ラインを用いて $1\text{ m}^3/\text{min}$ 海水注入中。

炉水位: (A) ダウンスケール (指示値以下)、(B) 燃料域-1700mm (計器指示の正確性は不明)

炉圧: 0. 333MPa (前回: 0. 342MPa)

ドライウエル圧力: 0. 540MPa abs (前回: 0. 550MPa abs)

サブプレッションチェンバ圧力: 0. 540MPa abs (前回: 0. 550MPa abs)

3. その他

- ・ 2号機 HPCI 電源復旧待ち (HPCI バッテリ水没。期待できず。)

RCIC 作動中。

炉圧: 18:00 以降接続不良のため指示確認できず。(前回: 5. 78MPa)

炉水位: 燃料域 (A) +3950mm (前回: 3800mm)

燃料域 (B) +3900mm (前回: 3800mm)

ドライウエル圧力: 0. 430MPa abs (前回: 0. 425MPa abs)

サブプレッションチェンバ圧力: 計器復旧中 (バッテリー不良) (前回: 0. 60MPa abs)

- ・ 3号機 RCIC、HPCI は動作不能。

消火系ラインによる原子炉内への海水注入中 (吐出圧力 0. 61MPa)。

可搬式消火ポンプを消火系に接続し、海水注入中 (吐出圧力 1MPa)。

炉圧: 欠測 復旧班対応中 (前回: 0. 25MPa)

炉水位: (A) -1800mm、(B) -2250mm (燃料域) (22:20 現在)

(前回: (A) -1800mm、(B) -2200mm (燃料域))

ドライウエル圧力: 0. 295MPa abs (前回: 0. 320MPa abs)

サブプレッションチェンバ圧力: 0. 295MPa abs (前回: 0. 320MPa abs)

以上

送付先	ERCプラント班御中 福島 OFC 総括班宛
送付者	福島 OFC プラント班 責任者 上原 (明)

1 F-1号機 海水注入作業等保安検査官確認結果
(3月14日 0時現在) (新着情報は、下線部。)

1. 現場の体制

- ・ 1F 保安検査官4名の状況 (7時40分 1F 緊対室へ到着し、対応中)
- ・ 1F-1 海水注入作業現場作業員 約10名

2. 現場の作業内容・進捗状況

消火系ラインを使用して、海水+ほう酸による原子炉への注入。(3月12日 20時20分 注入開始。)

3月13日 23時00分のデータ

消化系ラインを用いて $1\text{m}^3/\text{min}$ 海水注入中。

炉水位: (A) ダウンスケール (指示値以下)、(B) 燃料域 -1750mm (前回 -1700mm、20-80

以降 -1750mm で変化なし、計器指示の正確性は不明)

炉圧: 0.333MPa (前回: 0.333MPa)

ドライウエル圧力: 0.540MPa abs (前回: 0.540MPa abs)

サブプレッションチェンバ圧力: 0.530MPa abs (前回: 0.530MPa abs)

3. その他

- ・ 2号機 HPCI 電源復旧待ち (HPCI バッテリ水没。期待できず。)

RCIC 作動中。

炉圧: 18:00 以降接続不良のため指示確認できず。(前回: 5.78MPa)

炉水位: 燃料域 (A) +385.0mm (前回: 395.0mm)

燃料域 (B) +390.0mm (前回: 390.0mm)

ドライウエル圧力: 0.430MPa abs (前回: 0.430MPa abs)

サブプレッションチェンバ圧力: 計器復旧中 (バッテリ不良) (前回: 0.60MPa abs 14:10)

- ・ 3号機 RCIC、HPCI は動作不能。

可搬式消火ポンプを消火系に接続し、原子炉内へ海水注入中 (吐出圧力 1MPa)。

炉圧: 0.087~0.089 MPa (前回: 欠測 復旧班対応中)

炉水位: (A) -1800mm、(B) -2250mm (燃料域)

(前回: (A) -1800mm、(B) -2250mm (燃料域))

ドライウエル圧力: 0.265MPa abs (前回: 0.295MPa abs)

サブプレッションチェンバ圧力: 0.275MPa abs (前回: 0.295MPa abs)

以上

送付先	ERCプラント班御中 福島 OFC 総括班宛
送付者	福島 OFC プラント班 責任者 上原 (明)

1 F - 1 号機 海水注入作業等保安検査官確認結果
(3月14日 3時現在) (新着情報は、下線部。)

1. 現場の体制

- ・ 1F 保安検査官 4名の状況 (3/13 7時40分 1F 緊対室へ到着し、対応中)
- ・ 1F-1 海水注入作業現場作業員 約10名

2. 現場の作業内容・進捗状況

- ・ 1号機 消火系ラインを使用し、海水+ほう酸による原子炉への注入中。(3月12日 20時20分より注入開始。) 仮設ポンプ一端停止、消防車にて水張りを実施中。
仮設ポンプ一端停止、消防車水張りを実施中。
炉水位: (A) ダウンスケール (指示値以下)、(B) 燃料域 -1700mm (前回: -1750mm)
炉圧: 0. 315MPa (前回: 0. 324MPa)、0. 036MPa (前回: 0. 05MPa)
ドライウエル圧力: 0. 510MPa abs (前回: 0. 530MPa abs)
サブプレッションチェンバ圧力: 0. 505MPa abs (前回: 0. 530MPa abs)

3. その他

- ・ 2号機 HPCI 電源復旧待ち (HPCI バッテリ水没。期待できず。)
RCIC 作動中。ベントラインへのコンプレッサー準備中。
炉圧: 5. 4MPa (前回: 18:00 以降接続不良のため指示確認できていなかった。)
炉水位: 燃料域 (A) +3850mm (前回: 3850mm)
燃料域 (B) +3900mm (前回: 3900mm)
ドライウエル圧力: 0. 435MPa abs (前回: 0. 430MPa abs)
サブプレッションチェンバ圧力: 計器復旧中 (バッテリー不良) (前回: 0. 60MPa abs 14:10)
- ・ 3号機 RCIC、HPCI は動作不能。
可搬式消火ポンプを消火系に接続し、原子炉内へ海水注入中 (吐出圧力1MPa)。
仮設ポンプ一端停止、消防車水張りを実施中。
炉圧: 0. 077MPa、0. 079MPa (前回: 0. 051MPa、0. 051MPa)
炉水位: (A) -1800mm、(B) -2250mm (燃料域)
(前回: (A) -1800mm、(B) -2250mm (燃料域))
ドライウエル圧力: 0. 265MPa abs (前回: 0. 240MPa abs)
サブプレッションチェンバ圧力: 0. 275MPa abs (前回: 0. 255MPa abs)

以上

送付先	ERCプラント班御中 福島 OFC 総括班宛
送付者	福島 OFC プラント班 責任者 上原 (明)

1 F-1号機 海水注入作業等保安検査官確認結果
(3月14日 4時現在) (新着情報は、下線部。)

1. 現場の体制

- ・ 1F 保安検査官4名の状況 (7時40分 1F 緊対室へ到着し、対応中)
- ・ 1F-1 海水注入作業現場作業員 約10名

2. 現場の作業内容・進捗状況

- ・ 1号機 消火系ラインを使用して、海水+ほう酸による原子炉への注入。(3月12日 20時20分より注入開始。) 仮設ポンプ一端停止、消防車にて水張りを実施中。
炉水位: (A) ダウンスケール (指示値以下)、(B) 燃料域-1700mm (前回-1700mm)
炉圧: 0. 315MPa (前回: 0. 315MPa)
ドライウエル圧力: 0. 510MPa abs (前回: 0. 510MPa abs)
サブプレッションチェンバ圧力: 0. 505MPa abs (前回: 0. 505MPa abs)

3. その他

- ・ 2号機 HPCI 電源復旧待ち (HPCI バッテリ水没。期待できず。)
RCIC 作動中。ベントラインへのコンプレッサー準備中。
炉圧: 5. 4MPa (前回: 5. 4MPa)
炉水位: 燃料域 (A) +3850mm (前回: 3850mm)
燃料域 (B) +3900mm (前回: 3900mm)
ドライウエル圧力: 0. 44MPa abs (前回: 0. 435MPa abs)
サブプレッションチェンバ圧力: 計器復旧中 (バッテリー不良) (前回: 0. 60MPa abs 14:10)
- ・ 3号機 RCIC、HPCI は動作不能。
可搬式消火ポンプを消火系に接続し、原子炉内へ海水注入中 (吐出圧力1MPa)。
仮設ポンプ一端停止、消防車水張りを実施中。
炉圧: 0. 077 MPa、0. 079MPa (前回: 0. 077MPa、0. 079MPa)
炉水位: (A) -1800mm、(B) -2250mm (燃料域)
(前回: (A) -1800mm、(B) -2250mm (燃料域))
ドライウエル圧力: 0. 265MPa abs (前回: 0. 265MPa abs)
サブプレッションチェンバ圧力: 0. 275MPa abs (前回: 0. 275MPa abs)

以上

送付先	ERCプラント班御中 福島 OFC 総括班宛
送付者	福島OFC プラント班 責任者 上原 (明)

1F-1号機 海水注入作業等保安検査官確認結果
(3月14日 5時現在) (新着情報は、下線部。)

1. 現場の体制

- ・ 1F 保安検査官4名の状況 (3月13日7時40分1F緊対室へ到着し、対応中)
- ・ 1F-1 海水注入作業現場作業員 約10名

2. 現場の作業内容・進捗状況

- ・ 1号機 消火系ラインを使用して、海水+ほう酸による原子炉への注入。(3月12日20時20分より注入開始。) 仮設ポンプ一旦停止、消防車にて水張りを実施中。
炉水位：(A) ダウンスケール (指示値以下)、(B) 燃料域-1700mm (前回-1700mm)
炉圧：0. 304MPa (前回：0. 315MPa)
ドライウエル圧力：0. 495MPa abs (前回：0. 510MPa abs)
サブプレッションチェンバ圧力：0. 490MPa abs (前回：0. 505MPa abs)

3. その他

- ・ 2号機 HPCI 電源復旧待ち (HPCI バッテリ水没。期待できず。)
RCIC 作動中。ベントラインへのコンプレッサー準備中。
炉圧：5. 42MPa (前回：5. 42MPa)
炉水位：燃料域 (A) +3850mm (前回：3850mm)
燃料域 (B) +3900mm (前回：3900mm)
ドライウエル圧力：計器復旧中 (前回：0. 44MPa abs)
サブプレッションチェンバ圧力：計器復旧中 (前回：0. 60MPa abs 14:10)
- ・ 3号機 RCIC、HPCI は動作不能。
可搬式消火ポンプを消火系に接続し、原子炉内へ海水注入中 (吐出圧力1MPa)。
3:20 海水炉注入再開
4:20 CAMS (事故時モニタ) 復旧 炉心損傷割合25% (4:30時点の評価)
炉圧：0. 159 MPa, 0. 159 MPa (前回：0. 077MPa, 0. 079MPa)
炉水位：(A) -1800mm、(B) -2800mm (燃料域)
(前回：(A) -1800mm、(B) -2250mm (燃料域))
ドライウエル圧力：0. 340MPa abs (前回：0. 265MPa abs)
サブプレッションチェンバ圧力：0. 325MPa abs (前回：0. 275MPa abs)

以上

送付先	ERCプラント班御中 福島 OFC 総括班宛
送付者	福島OFC プラント班 責任者 上原(明)

1F-1号機 海水注入作業等保安検査官確認結果
(3月14日 8時現在) (新着情報は、下線部。)

1. 現場の体制

- ・ 1F 保安検査官4名の状況 (3月13日7時40分1F緊対室へ到着し、対応中)
- ・ 1F-1 海水注入作業現場作業員 約10名

2. 現場の作業内容・進捗状況

- ・ 1号機 消火系ラインを使用して、海水+ほう酸による原子炉への注入。(8月12日20時20分より注入開始。) 仮設ポンプ一旦停止中。
炉水位：燃料域 (A) -1750mm (前回ダウンスケール)、(B) -1750mm (前回-1700mm)
炉圧：0. 284MPa (前回：0. 288MPa)
ドライウエル圧力：0. 460MPa abs (前回：0. 475MPa abs)
サブプレッションチェンバ圧力：0. 455MPa abs (前回：0. 470MPa abs)
CAMS (D/W) 1.6×10² Sv/h (前回：なし)

3. その他

- ・ 2号機 HPCI電源復旧待ち (HPCIバッテリー水没。期待できず。)
RCIC作動中。
炉圧：5. 310MPa (前回：5. 355MPa)
炉水位：燃料域 (A) +3900mm (前回：3900mm)
燃料域 (B) +3900mm (前回：3900mm)
ドライウエル圧力：0. 455MPa abs (計器復旧)
サブプレッションチェンバ圧力：0. 474 abs (前回：0. 467MPa abs)
CAMS (D/W) 1.0×10³ Sv/h (前回：なし)
- ・ 3号機 RCIC、HPCIは動作不能。
可搬式消火ポンプを消火系に接続し、原子炉内へ海水注入中 (吐出圧力1MPa)。
炉圧：0. 338 MPa、0. 334MPa (前回：0. 181 MPa、0. 181 MPa)
炉水位：(A) -1000mm (B) -650mm (燃料域)
(前回：(A) -2350mm、(B) ダウンスケール (燃料域))
ドライウエル圧力：0. 500MPa abs (前回：0. 425MPa abs)
サブプレッションチェンバ圧力：0. 480MPa abs (前回：0. 400Pa abs)
CAMS (D/W) 1.60×10² Sv/h (前回：1.66×10² Sv/h)

以上

送付先	ERCプラント班御中 福島OFC総括班宛
送付者	福島OFCプラント班 責任者 上原(明)

1F-1号機 海水注入作業等保安検査官確認結果
(3月14日 9時現在) (新着情報は、下線部。)

1. 現場の体制

- ・ 1F保安検査官4名の状況 (3月13日7時40分1F緊対室へ到着し、対応中)
- ・ 1F-1海水注入作業現場作業員 約10名

2. 現場の作業内容・進捗状況

- ・ 1号機 消火系ラインを使用して、海水+ぼう酸による原子炉への注入。(8月12日20時20分より注入開始。) 仮設ポンプ一旦停止中。

炉水位：燃料域 (A) -1800mm (前回-1750mm)、(B) -1750mm (前回-1750mm)

炉圧： (A) 0.032MPa (前回：0.034MPa) (B) 0.275MPa (前回：0.284MPa)

ドライウエル圧力：0.450MPa abs (前回：0.460MPa abs)

S/C圧力：0.445MPa abs (前回：0.455MPa abs)

CAMS (D/W)： 1.45×10^2 Sv/h (前回： 1.60×10^2 Sv/h)、

(S/C)： 2.65×10^1 Sv/h (前回： 2.65×10^1 Sv/h)

3. その他

- ・ 2号機 HPCI電源復旧待ち (HPCIバッテリー水没。期待できず。) RCIC作動中。

炉圧：(A) 5.310MPa (前回：5.310MPa)、(B) 5.310MPa (前回：5.310MPa)

炉水位：燃料域 (A) +8900mm (前回：8950mm)、(B) +3950mm (前回：8950mm)

ドライウエル圧力：0.460MPa abs (0.455MPa abs)

S/C圧力：0.478MPa abs (前回：0.474MPa abs)

CAMS (D/W) 1.0×10^{-3} Sv/h (前回： 1.0×10^{-3} Sv/h)、

(S/C)： 1.15×10^{-3} Sv/h (前回： 1.0×10^{-3} Sv/h)

- ・ 3号機 RCIC、HPCIは動作不能。

可搬式消火ポンプを消火系に接続し、原子炉内へ海水注入中 (吐出圧力1MPa)。

炉圧：0.804MPa、0.808MPa (前回：0.81MPa、0.82MPa)

炉水位：燃料域 (A) -1500mm (前回：-1000mm) (B) +2800mm (前回：-650mm)

ドライウエル圧力：0.490MPa abs (前回：0.500MPa abs)

S/C圧力：0.475MPa abs (前回：0.480MPa abs)

CAMS (D/W) 1.57×10^2 Sv/h (前回： 1.60×10^2 Sv/h)、

(S/C)： 4.5×10^0 Sv/h (前回： 4.4×10^0 Sv/h)

以上

送付先	ERCプラント班御中 福島 OFC 総括班宛
送付者	福島 OFC プラント班 責任者 上原 (明)

1 F-1号機 海水注入作業等保安検査官確認結果
(3月14日 13時現在)
(新着・変更情報は、下線部。)

1. 現場の体制

- ・ 1F 保安検査官4名の状況 (3月13日7時40分1F緊対室へ到着し、対応中)
- ・ 1F-1海水注入作業現場作業員 約10名

2. 現場の作業内容・進捗状況

1号機 (12:30のデータ) 炉水位、炉圧変化なし。

炉水位：燃料域 (A) -1800mm、(B) -1750mm

炉圧： (A) 0.036MPa (B) 0.275MPa

ドライウエル圧力：ダウンスケール S/C圧力：ダウンスケール

CAMS (D/W) : 1.23×10^2 Sv/h、 (S/C) : 2.65×10^4 Sv/h

3. その他

・ 2号機 (12:30のデータ) 炉水位低下傾向。

炉圧：(A) 6.188MPa、(B) 6.188MPa

炉水位：燃料域 (A) +2950mm、(B) +3000mm

(12:00 : (A) +8400mm、(B) +3400mm)

ワイドA +1400mm、B +1400mm

ドライウエル圧力：0.465MPa abs

S/C圧力：0.486MPa abs

CAMS (D/W) 1.0×10^{-3} Sv/h)

(S/C) : 1.1×10^{-3} Sv/h)

・ 3号機 (13:00のデータ)

炉圧：0.247MPa、0.251MPa

(11:15 : 0.183MPa、0.191MPa)

炉水位：燃料域 (A) -1800mm (B) -2200mm

ドライウエル圧力：0.430MPa abs

S/C圧力：0.430MPa abs

CAMS (D/W) 指示確認できず。

(S/C) : 指示確認できず。

・ 1F 緊対室の状況

3号機 11:01の爆発を受けて、注入ライン損傷している可能性ありとの情報が入ってきた。

2号機 原子炉水位低下傾向、15時半には、TAF (燃料頂部) に達するとの予測がされている。

以上

送付先	ERCプラント班御中 福島 OFC 総括班宛
送付者	福島 OFC プラント班 責任者 上原 (明)

1 F-1号機 海水注入作業等保安検査官確認結果
(3月14日 14時現在)
(新着・変更情報は、下線部。)

1. 現場の体制

- ・ 1F 保安検査官4名の状況 (3月13日7時40分1F 緊対室へ到着し、対応中)
- ・ 1F-1 海水注入作業現場作業員 約10名

2. 現場の作業内容・進捗状況

- ・ 1号機 (12:30のデータ) 炉水位、炉圧変化なし。

炉水位：燃料域 (A) -1800mm、(B) -1750mm

炉圧： (A) 0.086MPa (B) 0.275MPa

ドライウエル圧力：ダウンスケール S/C 圧力：ダウンスケール

CAMS (D/W) : 1.23×10^2 Sv/h. (S/C) : 2.65×10^1 Sv/h

3. その他

- ・ 2号機 (12:30のデータ)

炉圧：(A) 6.188MPa、(B) 6.188MPa

炉水位：燃料域 (A) +2950mm、(B) +3000mm

(12:00 : (A) +3400mm、(B) +3400mm)

ワイドA +1400mm、B +1400mm

ドライウエル圧力：0.465MPa abs

S/C 圧力：0.486MPa abs

CAMS (D/W) 1.0×10^{-3} Sv/h)

(S/C) : 1.1×10^{-2} Sv/h)

- ・ 3号機 (13:00のデータ)

炉圧：0.247MPa、0.251MPa

(11:15 : 0.183MPa、0.191MPa)

炉水位：燃料域 (A) -1800mm (B) -2200mm

ドライウエル圧力：0.480MPa abs

S/C 圧力：0.430MPa abs

CAMS (D/W) 指示確認できず。

(S/C) : 指示確認できず。

- ・ 1F 緊対室の状況

3号機 11:01の爆発を受けて、注入ライン損傷している可能性については、確認中。

以上

1/1

送付先	ERCプラント班御中 福島 OFC 総括班宛
送付者	福島 OFC プラント班 責任者 上原 (明)

1F-1号機 海水注入作業等保安検査官確認結果

(3月14日 15時現在)

(新着・変更情報は、下線部。)

1. 現場の体制

- ・ 1F 保安検査官 4名の状況 (3月13日 7時40分 1F 緊対室へ到着し、対応中)
- ・ 1F-1 海水注入作業現場作業員 約10名

2. 現場の作業内容・進捗状況

- ・ 1号機 12:30のデータから炉水位、炉圧変化なし。
 炉水位：燃料域 (A) -1800mm、(B) -1750mm
 炉圧： (A) 0.036MPa (B) 0.275MPa
 ドライウエル圧力：ダウンスケール S/C 圧力：ダウンスケール
 CAMS (D/W) : 1.23×10^2 Sv/h、 (S/C) : 2.65×10^1 Sv/h

3. その他

- ・ 2号機 (14:00のデータ) 炉水位低下傾向
 炉圧：7.583~7.695MPa ハンチング
 炉水位：燃料域 (A) +2000mm、(B) +2000mm
 (13:00 : (A) +2950mm、(B) +3000mm)
 ワイド (A) +250mm、(B) +1400mm
 (18:00 : (A) +1400mm、(B) +1400mm)
 ドライウエル圧力：0.46MPa abs
 S/C 圧力：不明、S/C 水温：不明
 CAMS (D/W) : 不明
 (S/C) : 不明
- ・ 3号機 (14:00のデータ)
 炉圧：(A) 0.276MPa、(B) 0.281MPa
 ((A) 13:00 : 0.247MPa、(B) 0.251MPa)
 炉水位：燃料域 (A) -1800mm (B) -2200mm
 ドライウエル圧力：0.460MPa abs
 S/C 圧力：0.450MPa abs
 CAMS (D/W) 指示確認できず。
 (S/C) : 指示確認できず。

・ 1F 緊対室の状況

14:45頃：3号機 海水ピットの中に汚染のあるコンクリート破片が入っている模様。

以上

1/1

送付先	ERCプラント班御中 福島 OFC 総括班宛
送付者	福島 OFC プラント班 責任者 上原 (明)

1F-1号機 海水注入作業等保安検査官確認結果
(3月14日 17時現在)
(新着・変更情報は、下線部。)

1. 現場の体制

- ・ 1F 保安検査官4名の状況 (3月13日7時40分1F緊対室へ到着し、対応中)
- ・ 1F-1 海水注入作業現場作業員 約10名

2. 現場の作業内容・進捗状況

1号機 (16:00のデータ)

炉水位：燃料域 (A) -1750mm、(B) -1750mm

炉圧： (A) 0.047MPa (B) 0.270MPa

ドライウエル圧力：不明 S/C圧力：不明

CAMS (D/W) : 8.91×10^1 Sv/h、 (S/C) : 2.62×10^1 Sv/h

3. その他

・ 2号機 (16:00のデータ) 炉水位低下傾向

炉圧：7.448MPa

炉水位：燃料域 (A) +300mm、(B) +300mm

(15:00：(A) +1200mm、(B) +1200mm)

ワイド (A) -2000mm、(B) -2000mm

(15:00：-850mm、(B) -850mm)

ドライウエル圧力：0.42MPa abs

S/C圧力：不明、S/C水温：点検中

CAMS (D/W)：不明

(S/C)：不明

16:34より原子炉の減圧操作を行うとともに海水の注入作業を開始したが、17時頃減圧操作がうまくいっていないとの情報が入ってきた。

・ 3号機 (16:00のデータ)

炉圧：(A) 0.804MPa、(B) 0.806MPa

(15:00：(A) 0.295MPa、(B) 0.298MPa)

炉水位：燃料域 (A) -1800mm (B) -2200mm

ドライウエル圧力：0.480MPa abs

S/C圧力：0.475MPa abs

CAMS (D/W)：不明

(S/C)：不明

ERC様

←福島-総括班(1)

ZU114 JH139(4) 10-03 1001/001

福島OFC

ERC 御中

指示 (案)

平成 23 年 3 月 13 日 09 時 30 分

福島県知事 殿
 大熊町長 殿
 双葉町長 殿
 富岡町長 殿
 浪江町長 殿

原子力災害対策現地本部長

東京電力(株)福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所で発生した事故に
 関し、原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定に基づき下記のとおり指示す
 る。

記

放射能除染スクリーニングの実施にあたっては、現時点で主たる線量を与える核種
 がヨウ素 131、セシウム 137 等であると考えられることに鑑み、当面、γ線サーベイ
 メータにより 40 Bq/cm^2 または 6000 cpm を基準として実施すること。

各機班班長

県

← 総括班 10 項

ERC 総括班

Check & Review 取組中

ERC 各班

EOC → NSC
放射線班 ERC(枚)

ファクシミリ送信票

平成23年 3月23日

あて先: EOC
放射線班

上田 様

FAX [REDACTED]

福島県

原子力災害対策現地本部
(オフサイトセンター)

放射線班

担当
電話
県防災
FAX
電子メール

佐々木

[REDACTED]

次の資料をお送りしますので、お受け取りください。

送信枚数 2枚 (本票除)

資料名

緊急時モニタリング調査の結果
について (再送)

通信欄

このことについて、3月19日採取
分の結果のうち、測定が終了した
ものをお送りします。